



○徳安委員長 これより会議を開きます。

この際、保利行政管理庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。保利行政管理官長官。

○保利国務大臣 私は、昨年十一月以来、行政管理官の職を受け持たしていたおるわけですが、内閣委員会の委員各位に対してごあいさつを申し上げる機会を、今まで得ていなかつたことをはなはだ遺憾に存じておる次第でございます。

旧来、内閣委員諸公から、行政管理庁所掌業務に対しまして御理解ある御審議をいただいておりますことは、まことに感謝にたえないところでござります。私もせいい努力をいたすつもりでござりますが、何とぞ委員各位も法案の御審議、所掌事務の御審議等につき格段の御協力を賜わりますよう、切にお願いを申し上げまして、ござつといいたします。(拍手)

○徳安委員長 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案の各案を議題といたします。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○徳安委員長 順次、趣旨の説明を求めます。森山科学技術庁長官。

○森山国務大臣 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及び要旨を御

説明申し上げます。

原子力の開発利用は、わが国のエネルギー資源を確保するため大きな役割りを果たすものであり、政府としては、着実にその推進をはかつてきただところであります。

一方において、石油の安定確保がきわめて困難となり、国民生活に深刻な影響を与えている今日、原子力の開発利用の推進に從来以上に一そうの努力を傾注する責務を痛感いたしております。

原子力の開発利用にあたつては、安全性の確保が大前提であることは、もちろんありますし、政府としては、從来から安全性能の確保に大いに努力をしてきたところであります。今後なお一そ

うの安全対策を強力に講ずる必要があります。

この法律案は、このような観点から、原子力利用に関する安全関係業務を一体的かつ効率的に処理する体制として、原子力局に安全部を設置するとともに、その所掌事務を定めようとするものであります。

なお、これらの改正とあわせて、原子力局次長の定数を一人から一人に減ずるため所要の改正を行なっております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

エネルギー危機への対処にあたつて、原子力が果たす役割りの重要性について、皆さまの深い御理解をいただき、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○徳安委員長 三木環境庁長官。

○三木国務大臣 ただいま議題となりました環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、環境庁は、昭和四十六年七月に発足し、今まで各種公害規制の強化、被害者救済制度の整備、自然環境保全施策の充実等環境の保全に関する行政を総合的に推進してまいつたのであります。このような施策の拡充と相まって、行政の運営体制をさらに強化することが必要

となつております。

このため、環境行政の一そとの推進をはかるべく、今回この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、環境庁設置法を改正し、企画調整局に環境保全部を設置することです。

さきの特別国会において成立した公害健康被害補償法の実施に万全を期するとともに、公害に係る健康被害の原因の科学的研究明確等環境保健に関する事務を一元的に処理するため、新たに部を設けることとするものであります。

第二に、行政管理庁設置法を改正し、行政管理

府の地方支分部局に、環境庁の所掌事務の一部を分掌させることであります。

全国各地に発生する環境問題を迅速かつ的確に把握し、環境行政の適切な運営に資するため、管

区行政監察局及び沖縄行政監察事務所が、環境庁の指揮監督を受け、環境庁の所掌事務に関する調査、資料の収集等の事務を行なうこととする

ものであります。なお、これらの事務を含めた業

務の執行体制の整備をはかるため、関東管区行政監察局及び近畿管区行政監察局に、総務部を置くこととしております。

第三は、自衛隊等の特定の行為により生ずる障害の防止等のため、特定の公共施設等について必要な工事を行ない、または学校、病院等の防音工事を行なう地方公共団体その他の者に対し、国が補助するものとしていることがあります。

第二は、特定の飛行場等の周辺について、自衛隊等の航空機の音響に起因する障害の度合い等に基づいて、外側から第一種、第二種及び第三種の区域の指定を行ない、国は、第一種区域に所在する住宅について防音工事の助成を行ない、第二種区域から外に移転を希望する者に対する移転の補償及び第一種区域内の土地の買い入れを行なうとともに、移転先地における公共施設の整備について助成を行ない、さらに第三種区域に所在する

土地については、緑地帯その他の緩衝地帯として整備するよう所要の措置をとるほか、国が買い入られた土地を地方公共団体が広場等の用に供するときには、これを無償で使用させることができるものとしていることがあります。

第三は、防衛施設の設置または運用により、そ

の周辺の住民の生活または事業活動が阻害される認められる場合において、その障害の緩和に資するため、生活環境施設または事業経営の安定に寄与する施設の整備について、必要な措置をとる

方針公共団体に対し、国が補助することができるものとしていることがあります。

従来、防衛施設周辺の民生安定施策としては、昭和四十一年に制定された防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づき、障害防止工事及び民生安定施設の整備の助成、建物の移転の補償等の諸措置が講じられてきたところであります。

しかしながら、最近における防衛施設周辺の都市化の進展、住民の生活環境保全に対する意識の

高揚等に伴つて、從来の施策では諸般の要請にこたえることが困難となつてきており、ために防衛施設周辺の生活環境等の整備について、新たな観点からその施策を強化、拡大することが強く望まれ、特に、航空機騒音に係る飛行場等周辺の環境改善については、諸施策の大規模な拡充をはかる必

要が生じてきているところであります。

このような実情にかんがみ、今回、政府としては、防衛施設周辺における生活環境の整備等諸施策を抜本的に強化する必要があると考え、新たにこの法律案を提案したものであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、環境庁設置法を改正し、企画調整局に

環境保全部を設置することです。

さきの特別国会において成立した公害健康被害

補償法の実施に万全を期するとともに、公害に係

る健康被害の原因の科学的研究明確等環境保健

に関する事務を一元的に処理するため、新たに

部を設けることとするものであります。

第二は、特定の飛行場等の周辺について、自衛

隊等の航空機の音響に起因する障害の度合い等に

に基づいて、外側から第一種、第二種及び第三種の区域の指定を行ない、国は、第一種区域に所在す

る住宅について防音工事の助成を行ない、第二種

区域から外に移転を希望する者に対する移転の

補償及び第一種区域内の土地の買い入れを行なう

とともに、移転先地における公共施設の整備につ

いて助成を行ない、さらに第三種区域に所在する

土地については、緑地帯その他の緩衝地帯として

整備するよう所要の措置をとるほか、国が買い入

れた土地を地方公共団体が広場等の用に供すると

認められる場合において、その障害の緩和に資

するため、生活環境施設または事業経営の安定に

寄与する施設の整備について、必要な措置をとる

第四は、防衛施設の設置または運用が、周辺地域における生活環境または開発に及ぼす影響等を考慮して、内閣総理大臣が特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定することができるものとし、國は、特定防衛施設関連市町村に対し、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができるものとしていることあります。

その他、防衛施設周辺の整備等を行なう地方公共団体等に対する資金の融通、あつせん、普通財産の譲渡等について、所要の規定を設け、また、自衛隊の航空機の離着陸等のひんぱんな実施その他の行為により農業、林業、漁業等を営む者に、事業經營上の損失を与えた場合における補償について、所要の規定を設けることとしております。以上の諸施策をとることにより、現行の防衛施設周辺の整備等に関する法律は廃止することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○徳安委員長 何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○徳安委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○徳安委員長 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 防衛庁職員給与法の改正案につきまして、若干の質問をいたします。

山中長官は、「朝雲」なんかによりますと、内政の年といつて部隊生活の内容の充実にたいへん力を入れていらっしゃるけつこうなことだと思いますが、四十九年度の予算におきましても、この法律案もその一環でありますようけれども、いわゆる内政の年の実現でどういうふうな努力を予算化しておられますか、まず、それからお伺いました。

○山中中國務大臣 内政の年、すなわち隊員に対し、もう一ぺん脚下照覧と申しますが、それでよろしいかという問い合わせを、まず内に對して行なつてみると、その点を点検をいたしました結果、現在、御審議を賜わっております四十九年度予算案の内容に、その具体的なものとして盛り込んだものがございます。

それは、まず隊員そのものの待遇改善として、曹の定員増、これは御承知のとおり、一応の定めとしては内規であります。四十三歳、四十五歳停年が残っております。しかしながら自衛隊に、青春時代から生涯をさげようと決意した者にとって、そしてまた、幹部学校その他への道を選ぶことが困難な者たちにとって、やはり四十三歳、四十五歳の停年といふものは、きわめて大きい。行き先の見通しとしか映らないであろうと思ひます。そこで、これが実質上五十歳停年になるよう予算措置をいたしました。それは、すなわち曹の定数を増員したということになります。

さらに曹は一曹どまりでありますから、もうすでに御設定を願つております准尉といふ階級について、さらにこれの若干の定員増を行なうとともに、戦前も存在しなかつた私たちは、戦前と比べる組織等を持つておりますが、いわゆる制度上は存在しなかつたのですが、そのような手段を講じて曹の停年を五十歳まで延伸いたしました結果、選ばれた者と申しますが、そういう条件に合致した者は准尉といふ階級に進める。しかし、それも、いままでの停年から申しますと、残り五年間が停年が延長されて、そして准尉以上になることはないんだということは、逆に言いますと、また實じゅつ金や特別弔慰金が三百万円頭打ちであるということは、これは比較してどうかと思ひます。やはり現在の道路特会の財政事情その他による死亡者及び後遺症の最高限度額は五百万円あります。そこで五百萬の要求をいたしたのであります。その後、自賠責特会の好転によって、もつとも予算要求をいたしますころは、まだ交通事故による死亡者及び後遺症の最高限度額は五百万円ありました。そこで五百萬の要求をいたしたのであります。

○山中中國務大臣 交通事故の被害者の程度は見たらどうだらうかと、これは技術的な分野も含めてですが、そういうことで、一応これはわが自衛隊だけではありますんで、公安職と横並びに相談をいたしました。その結果、大蔵省とも合意に達した限度額一千円というものを、約三倍以上に引き上げたという点がござります。

それは、まず隊員そのものの待遇改善として、曹の定員増、これは御承知のとおり、一応の定めとしては内規であります。四十三歳、四十五歳停年が残っております。しかしながら自衛隊に、青春時代から生涯をさげようと決意した者にとって、そしてまた、幹部学校その他への道を選ぶことが困難な者たちにとって、やはり四十三歳、四十五歳の停年といふものは、きわめて大きい。行き先の見通しとしか映らないであろうと思ひます。そこで、これが実質上五十歳停年になるよう予算措置をいたしました。それは、すなわち曹の定数を増員したということになります。

それから、これは隊員募集と申しますよりも、入隊した隊員が一任期中ににおいてやめていく者が非常に多い。この点は、せつから自衛隊に入つてくれた青年たちが、自分たちの前途といふものを考え、ある意味では精神的なもの以外に物質的なものを考へるでありますから、そのときに、二任期目についての特退官手当といふものが、現行百日分であります。これをせめて二百日分にしてやることによって、あるいは二任期から三任期へ進んだ者は、さらに五十日乗せてやることによって、入隊した者のやめていく比率が非常に高くなりつつありますから、この傾向といふものむしろ募集以前の問題として、入隊した者に対する配慮といふものをわれわれは持つべきではないかろうかということを考え、そういう措置をいたしました。

その他、航空手当その他の非常に必要なもの、手当等についても、あんどうを見ておきますし、また實じゅつ金や特別弔慰金が三百万円頭打ちであるということは、これは比較してどうかと思ひます。やはり現在の道路特会の財政事情その他による死亡者及び後遺症の最高限度額は五百万円あります。そこで五百萬の要求をいたしたのであります。

○加藤(陽)委員 たいへんけつこうだと思うのですが、いまお話をの中に實じゅつ金を一千万にし、これは非常にけつこうなことなんですが、これは警察官、公安職の者と一緒にだということをお伺いいたします。

話になりましたね。この間、新聞を見ておりますと、今度の教員の人材確保法案の通過に伴うベス改定の措置に関連いたしまして、閣議で町村自治大臣が、これは警察官や消防官にも同じような配慮をしてほしいといふような要望をされたといふことが出ておりましたが、自衛官については、どういうふうにお考えになりますかということを、一点。

なつても、自衛官だけは別だという姿勢は、どれないと思いますし、また、そのときにはとつてはない、そう思つております。

なお、曹の問題については、三曹に任命をされた、しかしながら位は三曹になつたけれども、俸給のほうは相当年月の長い士長よりも低い者がいる、あるいはまた官舎等の充足が足らないために、曹になつたことによつて、かえつて生活が苦しくなり、手取りが少なくなるというようなことは等もまだございまして、これらの矛盾は五十年度予算をめどに解決をしていく、取り残された問題であるということを私も感じております。

○加藤(陽)委員 最初のお答えは、それでいいのですが、問題は、曹の問題ですね。私が申し上げたいのは、たとえば曹の諸君に会つたときよく聞くのですが、奮鬥を出たり入つたりしますときに、曹は一般隊員と同じような扱いなんですね。私、具体的なことはよく知りませんが、幹部は敬礼して通ればいいのですか、何か知らぬけれども、そういうところへやはりプライドを持たせてもらいたい。人事の扱いですね。そういうことな

○ 加藤(陽)委員 の等については、さらに私ももう少し勉強さしていただきます。

○ 高瀬(忠)政府委員 その点は、ひとつ御研究を願います。

○ 高瀬(忠)政府委員 その次に、これは一昨年ですか、給与制度調査会というものを防衛省内につくられまして、自衛官の給与制度全般についていろいろ御検討いただいておるということでございますが、この給与制度調査会の審議は、どういうふうに進んでおられるでしょうか。これは事務当局でけつこうです。

○ 高瀬(忠)政府委員 調査会というのは、御指摘のように、これは昨年の五月から開催をいたしております。それで民間の学識経験者それから人事院、総理府等の、そういった給与担当の専門家に集まつてもらいまして、そして会合を開いておりまして、昨年の五月から毎月一回ずつやつております。もつとも暮れの二月は休みましたけれども、この二月で十回の会合をいたしております。

それで状況といたしましては、審議の内容は、もともと自衛官の俸給は、現在、公安職にリンク

いろいろございますが、これは一擧にできませんの  
で、最初から二年というような見当でございまし  
たので、五十年ごろを目安に全般的な答申をして  
いただくというようなことで進んでおります。  
**○加藤(陽)委員** 全然、答申が出たものはないと  
いうことですね。そう了解していいですね。  
わかりました。

それから、これも去年だったかおととしだつた  
か、ここで増原前長官でしたかに私もお尋ねした  
と思うのですが、田中総理大臣が隊員の隊内にお  
ける教育が、そのまま一般の国家資格になるよう  
なことを検討しろという御指示があつたようにな  
聞いておりますが、その作業はどういうふうに進ん  
でおりますか。

**○山中國務大臣** これは私も、そのような指示を  
総理から受けました。その趣旨は、まことに私も  
けつこうだと思うのです。しかし総理にも、その  
際申し上げたんですが、とにかく、そういう離隊  
後の各種資格の付与だけに熱中すると、本来の任  
務の問題もどうかと思うし、任期が来たら、ある  
いは防大卒業したら、みんな会社に行ってしまう

にまた、最近行なわれました人事院勧告に伴うわ  
がほうの姿勢であります。これは、なるほどと  
治大臣のほうは、消防と警察を直接所掌しておら  
れますから、やはりそういう発言をなさるのは、  
私もよくわかります。しかし自衛隊が、やはり公  
安職としてそれにならうべきであるという原則は  
私も認めますが、また、そうでなければならない  
と思いますが、それは、あくまでもそういう賞賛  
ゆつ金等が、きちんと警察、公安職、あるいは海  
上保安庁の職員も入りましようが、そういうもの  
が全部手当てをされて、さて、自衛隊はどうする  
かという、客観的にも主觀的にも問い合わせを受け  
る時期がくるまでは、先憂後楽と申しますか、自  
衛隊本来の任務——そのためにこそ入隊したので  
ありますから、自衛隊のほうが先に、自治大臣と  
相前後して名のりをあげるということは、御遠慮  
申し上げるべき姿勢をとるべきではなかろうと思  
つております。しかし将来、各公安職が全部そぞ

んですが、その辺はいかがにお考えでしようか。  
一般の隊員と曹を区別して扱う問題……。  
○山中国務大臣 そういう問題について、私は直接、数多くの隊員と話をしたりなどいたしておりますが、いま提起された問題として私は受けとめます。なるほど當門出入りの場合のそういう幹部と曹との関係というものもありましよう。しかし當門を出入りするときに幹部、曹ともに制服で出入りしているかといふと、全般的にそうなつていい傾向もありますし、なかなかその区別がむずかしい、あるいは曹が非常に多いということ等もありましたようが、やはり自衛隊の任務の基幹をするものは、骨幹は指揮官である、しかし實際に行動に移った場合の中心は曹である、これは変わりはない事実だと思います。その意味において、曹の諸君の任務の重要性、精強さの要求性といふものは非常に高いと思いますから、曹自身のプライドというものもあると思いますが、そういうも

されておりますけれども、こういったことは是非とか、あるいは現金給与と現物給与との二本立ての方式をとつておりますけれども、そういったものはどうであろうかという、そういったことの是非とか、それから任期制の隊員は、二年または三年というような短い期間雇用されておりますが、そういった者の俸給の体系が、長期勤務者と同じような俸給体系の中の一部分として切られたような形でいいだらうかというような、いろいろな問題がございますが、そういった問題につきまして、委員の先生方に、いろいろ現状を説明をいたしましたし、ことしから新たにそういった問題を、実質的な研究をいたしてもらいまして、そしてこしの五、六月ごろまでに、とりあえず俸給の問題につきましての答申をまず得まして、そしてでき得べくんば、五十年の予算に間に合うようになります。その他、退職手当の問題とか、それから公務災害補償の問題とか、それから停年の問題とかい

というようなこともありますよと言つて冗談話をしてのですが、しかしその後、総理の指示を受けました後の一 年間にたしか六つ、現在手続中が一つあると思いますが、資格の付与ができるようなことに各省との合意がでております。具体的なものは事務当局から答弁いたさせます。

○大西政府委員 具体的に申し上げますと、従来七件の資格につきまして、公資格の認定を行なわれておりましたが、一昨年の総理大臣の御指示もございまして、その後、関係各省との間で話を詰めまして、五件が関係各省の認定を得られました。資格の種類について申し上げますと、特殊無線技士(多重無線)、移動式クレーン運転士、ガス溶接技能者、二輪自動車運転免許、そのほか現在運輸省と基本的に合意が成立しているものとしでは事業用操縦士がございます。自衛隊のパイロットは、大体三百四十時間訓練をしたあとで技証明を受けるようになつております。それから

なつても、自衛官だけは別だという姿勢はそれなりに思いますし、また、そのときにはとつてはならない、そう思つております。

の等については、さらに私ももう少し勉強させていただきます。

いろいろござりますが、これは一挙にできませんので、最初から二年というような見当でございまして、五十年これらを日安に全般内々参考として



が三万名でございます。

○山中国務大臣 私は、この数字が非常に重大だと思います。それで四十六年、四十七年と年を追うごとに、採用する人員よりもやめていく人員のほうが上回る比率が高くなりつつある。充足率八〇何%という議論を、絶えず今までしております。

したが、見通しがあるかないかという努力目標などは、とんでもない話であつて、入った者よりやめていくほうが多いのですから、これじゃ充足率はもう努力どころか、低下していく数字がはつきり出しているのです。

そこで、せっかく自衛隊に入ってくれた者が、なぜ新しく入る者よりも上回って減っていくといふ、そういう現象が起こっているのか。それは隊内居住環境や上官あるいは部下との関係の対人交流の問題もありましょう。あるいは若者たちの集団の、抑圧されたいろいろな耐えられない、自由を求める空氣もありましようが、それは、きょうに始まつたことではない。最近、この傾向が続いているが、これは、やはり一般の求人倍率が非常に高くて、そして民間の給与も高くなつていると、いうときに、自衛隊の給与必ずしも高からず、それすると、二任期まで進んでみたところで、せいぞうのところに問題があるのじやないかと考えて、先ほど冒頭に申し述べました二百日分というものを二任期制についてとる、それで三任期について五十日を乗せるという、百日、五十日の案をやつてみたわけです。

それで、大蔵も理解を示しまして、これは私の要求どおり、査定で全く数字も変更しないで認めただけですが、その後、塙町に、各駐屯地から参ります第一線部隊の諸君と必ず交代ごとに私、対話しているのですが、どうじや、一任期制の連中で、さもしよな話だが、特退官手当が予算上は一応一倍になつた、その影響あるかと言いましたと、非常に影響あります、みんな、それならば自分たちは二任期制にいこうというようなことを

言つております。これは、もうたびたび聞いておられます。

バーセンテージは、いまのところ、二任期に進む者の中で、進もうと思つてゐる者の中で、特退官手当が二倍になつたからそしたんだというものは三〇%ぐらいだという一応の数字は出ておりますが、ちょうどいま一年半くらいになる、二任期制に進もうか、やめようかと思う連中の空気を、ある時期にちよつと父兄の口から聞いたことがあります、これが予算できましたときに、じや残らうじやないかという意見が非常に強かつたそうです。なるほど金額から見ると、今日の時代で陸で四年働いて、そしてやめるときにわずか三十万そこそこかと思つますが、しかし年齢的に考へると、四年つとめれば、それだけの金額が手に入ることについては、ある意味の魅力がやはりある金額だ、そういうふうに私は解釈します。

したがつて、いまのところの問題を、私としては、むりやり募集をして、俗にある場所では、ポン引きと協定を結んでいるというようなことまで陰口言われるような募集のあり方等については、今後、募集の実績が非常にいい、たくさんとつたという者に感謝状、表彰状を出しておるのをやめざい退職金は百分の百でしかもらえないのかといふ、そのところに問題があるのじやないかと考えて、先ほど冒頭に申し述べました二百日分というものを二任期制についてとる、それで三任期について五十日を乗せるという、百日、五十日の案をやつてみたわけです。

要求どおり、査定で全く数字も変更しないで認めただけですが、その後、塙町に、各駐屯地から

のほうがまず先じやないか。それを怠つてゐるじゃないかということから、まず金錢面では、いまの特退官手当の増額ということに結びつけたわけ

です。

○加藤(陽)委員 非常に私もけつこうだと思うの

であります。

○加藤(陽)委員 じゃ、この点はこれで終わります。

次に、予備自衛官の問題についてちょっと伺いたいと思います。

○加藤(陽)委員 まず最初に伺いたいのは、自衛官の給与改定が

毎年あるわけですが、いま予備自衛官の手当、これは、どういう考へでつくつておられ、また隊員の給与改定との程度関連して考へていらつしゃるかということをお伺いいたします。

したがつて、いまのところの問題を、私として

用しておりますけれども、第一任期が終わります

ときに、各年度似たような傾向でございまして、

そのときに五〇%の大体やめております。それから

さらに、その残りの五〇%のものが、二任期に進むわけでございますけれども、二任期になりますと、昇任する者が出てまいりますが、さらにその

とき

五〇%のうちの二五%が第三期に進むということ

でござります。そういうような傾向を、大体從前からいまのところまで示していることがいえると思います。

○加藤(陽)委員 二任期の者が昇任して曹になる者もおると思うんですが、曹になる者と、それから第三任期に進む者と合わせてどれくらいになりますか。ちよつといまよくわからなかつたが、曹になる者と、とにかく二任期を済ませた者で、それが以後続いてなお任用されよう——それは曹になつてもいいですし、隊員として三任期に進む者でもいいんですが、二任期に残つた者のうちのそれは何%くらいか。

は

何%くらいか。

○高瀬忠政府委員 二任期中に曹に昇任しますが約四%, それから任期満了が一四%, それから継続任用の者が二五%, これは先ほど説明を間違えましたけれども、当初入りました三万名の二五%が第三任期に進むということでございます。

ですから、曹の昇任者と継続任用者の二五%を加えますと、二九%の者が残つておるということに

なります。

○加藤(陽)委員 じゃ、この点はこれで終わります。

○加藤(陽)委員 まず最初に伺いたいのは、自衛官の給与改定が毎年あるわけですが、いま予備自衛官の手当、これは、どういう考へでつくつておられ、また隊員の給与改定との程度関連して考へていらつしゃるかということをお伺いいたします。

○高瀬忠政府委員 予備自衛官手当の性格でございますが、これは、いわゆる俸給、サラリーといふものとは違いまして、予備自衛官が防衛招集あるいは訓練招集に応ずるという、そういうふうに思ひます。それで、予備自衛官制度ができましたのは、二十九年でございますが、そのときの手当が千円、それかららずと据え置かれまして、四十三年に千五百円に上がりました。それから四十七年に二千円になつたわけでありますけれども、この上げ方の考え方でございますが、これは、いわゆるペースアップというようなのは性質を若干異にいたしまして、物価水準の上昇といいますか、そういうことに重点を置きました、それで逐次上げていくといふふうなことでござります。

○加藤(陽)委員 私は、いまの二千円といふのは、低いように思ひますが、現在、予備自衛官はどれぐらい採用しておられるのですか。毎年と予備自衛官をやめていく者との数字をお答えいただきたい。

○高瀬忠政府委員 予備自衛官は、四十七年度末におきまして、三万六千三百人の定員に対しまして三万四千七百名でございます。それで採用は、四十八年度の計画では七千名。毎年七、八千名前後を見当にいたしまして、採用することを考えております。

○加藤(陽)委員 やめていく者をつけ加えてもらいたい。



をふやすというようなことにはやさかでないわけであります。が、任期制の問題とからみまして、どうも長くいってくれればよい払いますよといふ形のものは、ある意味では隊員の諸君の引きとめ策というふうに受け取らなければならぬ面もある、ほんとうのところ、少し隊員が集まりにくく、特に陸上なんかそうであります。が、したがつて、この際、引きとめ策を考えなければならぬといふ気が率直のところあるんじやないですか。そこはいかがでござりますか。

○山中國務大臣　これは率直なところを申しますと、引きとめ策です。引きとめ策というのは、本人の意に反してではなくて、本人が引き続き残つて、自衛官としてのつとめを果たそうという気になつてもらうよすがとしてやつたわけです。しかも昭和二十八年以来、二十年変わらない制度でありますから、この際、それにメスを入れなければならぬ時期に来ているという気持ちを、私としては決断をしたわけであります。もう包み隠さなく申し上げます。それは、やはりせつから入つてくれた者が、もしたつた百日分かという気持ちで任地へ行くのをちゅうちょするということであるならば、そのことによすがになつてもらいたい、という切実な気持ちであることをむしろ訴えたいたと思うのです。

○大田委員　となりますので、実はどうもなかなか私どもの側からすると賛成しにくいという問題になるわけであります。が、非常に事務的な中身でありますから、その問題について議論をしてみたところで、お互いの立場ということになりますので、多く申し上げませんが、長官が率直におつしやいますので、私どもも率直に、実は昨年たいへん苦労して、十年がかりで一般公務員の方々の、あるいは地方公務員の方々の退職金を、三十五年ぐらいつとめた人は、何とか一千万ぐらいにいたいというふうに考えたのですけれども、九百万ちゃんとあるならば、また別な考え方が出てまいります

が、引きとめ策となりますと、実はふやしたくな  
いという気持ちに立つ私どもでござりますから、  
賛成いたしがたい、こういう態度でございます。  
貴重な時間でありますから、事務的な議論をし  
ても、しかたがないと思ひます。関連をして幾つ  
か承つておきたいことがございまはすが、その一つ  
は、國務報告が、いま新しい國務長官の手により  
まして明らかにされております。シュレジンジャー  
氏がなりましてから、これだけのものが出てき  
たのは初めてです。この中に幾つか問題がありま  
すが、一つの問題は、ソビエトのインド洋艦隊に  
対するある意味の対抗策の部類に入るのだと思う  
のであります。このインド洋のジエゴ・ガルシ  
ア島、これは英國との間で新協定が、二月二日に  
結ばれたのですが、これを補給施設という形で一  
大拡張をしようとして、二千九百万ドル追加  
予算をアメリカ議会に出されております。

一体、このアメリカ側のねらい——このガルシ  
ア島という地域は、有名なマラッカ海峡防衛網な  
ども出てきている昨今的事情の中で、マラッカ海  
峡のところから赤道がこう走っておりますが、赤  
道の少し手前のインド洋のまん中であります。す  
べて左のほうはペルシヤ湾、はるか向こうはエズ  
運河、こういう地域であります。それだけに、  
第七艦隊の守備範囲というのを、いつかここで  
議論したことがあります。このインド洋地域を  
含んでいるわけでありまして、ペルシヤ湾のこち  
ら側までが第七艦隊、灣岸六カ国を控えまして、  
向こう側の地中海側を第六艦隊が守備している、  
こういふかつこうであります。

したがつて、日本という国にとりましても、無  
関係なできことではないのであります。第七艦  
隊の守備範囲でありますから、そういう意味で、  
一体このガルシア島の基地の拡張、これを防衛庁  
の側は、まずどういふうに見ておられるのか。  
皆さんとのころには、防衛研修所等がございまし  
て、ここらでたいへん御研究なさつておられるよ  
うであります。そこらのところをひとつ、一体  
ねらいは何であり、どういう結果になるのかとい

うことを、皆さんとの側の御研究の結果を明らかにしたいだきたいのです。

○山中國務大臣 シュレジンジャー新国防長官になりました。頭著な問題は、いずれ御議論になるでしょうが、相当長い期間定着していった ICBM の、第二報復力というものを含めた上の第一撃を行なわせない抑止力というものの上に成り立ったものを、相当基本的な組みかえを行なつた、この点が一番大きな問題であろうと思う。そして、いままでのジエゴ・ガルシア島の問題は、一九六九年ころまでソ連艦隊と称すべきほどのもの、いわゆる戦力的なものがなかったインド洋において、印ベ戦争の関係等も相当強く影響したようであります。が、相当な規模の艦艇の進出を見ている。そういうことから、さらに最近の中東紛争の結果として、スエズ運河というものが再開をされると、いう見通しも、ほぼ時期的に明らかになる。しかし、それにはアメリカも加勢をして、日本もまた加勢をするわけであります。その結果として、軍事的に見れば、ケープタウン回りよりも五分の一の距離でもつて、黒海その他のソ連艦隊というものがインド洋に出てこられるという、これは物理的な現象なんですね。

そういうことで、反面アメリカは、それに対しても、それだけ極端なメリットを持たないということがあるだらうと想像しておりますが、これは日本の戦略じやありません。そうすると、やはり労働党内閣になつて、若干感触が違つたようなことを聞かぬでもありませんが、英領であるジエゴ・ガルシア島に、現在の滑走路を三千六百メートルまで延長して、そして補給、修繕あるいは港湾その他を基地にして、そこにアメリカの実質上のプレゼンスを示すということによつて、インド洋のバランスを保とうとしているのではないかというふうに見ております。しかしこれは、あくまでもアメリカの戦略でございまして、現在の日本とかわり合いのある安保条約及び第七艦隊とシエゴ・ガルシア島を含むインド洋の情勢という問題は、外務省のほうからの説明にまつべきだらうと

○大出委員 外務省の方にもお見えをいたいたいのですが、いま山中長官からご概略の見方があつてきましたのが、一九六八年三月二十二日ゴルシコフ元帥のインド訪問の一ヵ月あとであります。スペルドロフ級一隻、これが中心で、あとカシン級といわれるものが一隻タンカーを引き連れて、七月十五日にインド洋を出ていっております。これから次第に、インド洋へのソビエト軍の艦艇の進出が目立つてくるようになつてきたわけであります。

そこで、まずソビエト側がインド洋に、これだけの、いま二十隻ともいわれ、三十隻ともいわれるわけでありますが、艦艇を持ち出してまいりました意図というのは、一体どこにあつたのだと分析なさいますか。外務省にお伺いしたい。

○加賀美説明員 私ども考えますには、ソ連がインド洋に出てくる考え方 このソ連側のインド洋への進出というのは、前から考えておつた当然の戦略的配置であろうと存じます。特に最近、ソ連はインドとの間に友好関係を結んでおりまして、ソ連側からいたしますれば、インドその他第三世界に対する政策というものを、友好的に進めいくということは当然でございます。また、それとバランスいたしまして、軍事的にもソ連の日から見て、ソ連側の安全というものの考え方、そういう点は当然のことだらうと思います。これに対しまして、從来からその方面に大きな関心を持つておりますイギリスなりアメリカなり、これがまた、それに対応する考え方をする、これは当然だと思ひます。

○大出委員 つまり片一方が出てくる、それに対応する考え方を持つ、ここに実は今度の国防報告の一つのポイントがあるわけですね。だから、このインド洋進出のほうから承ろうと思って、口火を切つたわけでありますけれども、山中長官がおっしゃっている核戦略の大きな変化、これも今回この国防報告の第一に問題にしなければならぬ問題

点だと思つております。つまり相手がこういう対応をしたから、こちら側もこういう対応をすると、いう旧来からのパターンがあるわけであります。そこで、歴史的にインド洋進出を考えていたといふまでの説明が一つ。ソビエトとインドとの友好という形のものが、印パ戦争等の中でもあらわれました。これが、もう一つの理由としてソビエトの艦艇が出てきたといふまでの説明なんであります。

そこで、統いて承りたいのであります。この二十隻ともいわれ、三十隻ともいわれておりますものは、つまり艦艇の種類であります。どういう装備の種類だといふうに御判断でございましょうか。これは防衛庁のほう、久保さんの所管ではないかと思いますが、たとえばSSMを積んであります。これは空母用だということになります。あるいはASWなどの関係からすれば、対潜水艦といふことになりかねないような気もするのでありますけれども、そこらのところは、どういふふうにござりますか。

○久保政府委員 インド洋に所在しますソ連の艦艇は、ときによつて、もちろん内容は異なつてしまひりますが、通常ミサイル巡洋艦一隻、それから

駆逐艦三隻ないし五隻程度、それから補給艦その他の補助艦艇が多うございまして、それらを合わせまして二十数隻程度。そしてミサイル巡洋艦でありますから、これは対空対艦ミサイルを持つておりますし、駆逐艦の場合も通常艦対艦のミサイルを持つております。

○大出委員 そうなると、歴史的にそういうことを考えていたはずだといふまではございませんけれども、出てまいりました驚訝というのには、歴史的であつても目的がなければならぬわけであります。何を対象に装備をし、何を対象に二十隻ないし三十隻の艦隊の配置をしたかという相手があるわけであります。そこらのところは、これは外務省の分野であります。どういう御判断でござりますか。

○加賀美説明員 私どもは、ソ連艦隊のインド洋進出ということにつきましては、これをどうする

という何か特定の政策目的をもつて特に進出して

えであります。あくまでも推測です。

○大出委員 私は、外務省がおつしやるようになります。海軍力、これは多くの国がそうでございましたけれども、一つの力の發揮でございまして、わが國は違いますけれども、あらゆる力、物理的な力、軍事力、これをもつてそれぞれの目的を達する、つまり広い目的でございますけれども、それを達するというのが、現在の外交と軍事、これの結合した実際の多くの国の動き方であると思ひます。

ソ連側がソ連艦隊をインド洋に進出させたということは、やはりソ連の国力と申しますが、ソ連の外交と一体になつた進出であつて、その軍をもつて、艦隊をもつて、特にどこに威圧を加えようとか、あるいはどこを焦点として圧力をかけるとか、あるいはどこで軽々に判断できない問題じやないか。もちろん私どもといたしましても、また各国とも、ソ連艦隊の動きということについては、非常な注意を払つておるわけでござりますけれども、そういう観点から、それが一体どこを指向していくか、今後どういうふうにいくだろか、そういうことについては、注目いたしたいと考えております。

○山中國務大臣 私は、純軍事的に見て、確かに背景にそういう——戦略は外交でもありますから、外務省のそういう見方というものも正しいと思ひます。しかし局限して考えますと、印パ戦争を契機とするインド及びパングラデシュに対するソ連の急速なる接近といふものとベキスタンと中華人民共和国との関係といふものを踏まえて、私はソ連艦隊は、アメリカをむしろ念頭に置かないで、中華人民共和国を念頭に置いてインド洋の足がかりをつかもうとしたのではないかという判断を別途持つておられます。これは正しいかどうかわかりません。

○大出委員 いま一つは、大きな外交のワクとして、戦術面のワクですが、アジア安保といふものに対する確かな布石の一つであろう、そういうふうに見て、

そう大きな間違いではないかという考

けにはいかない。もう少し将来を展望した議論がなければならぬ筋合いであります。いま

外務省のお話ならば、単なる国益擁護論、こう

なるわけですね。もちろん通商路妨害論だとか、

いま長官がおつしやつて中国の封じ込め論だとか——中国の封じ込めといつてみたつて、経済的な封鎖をするというならば、東シナ海なりあるいは台湾海峡のほうでやつたほうが、より有効であります。

そうだとすると、今度のアメリカの国防報告書にあらわれているジエゴ・ガルシア島を中心とする対応のしかた、こらを考えてみると、どう簡単なものではない。だから、そのところを、長い議論をする時間がありませんから、いま概説的な言い方を私のほうもしておりますけれども、もう少し突き詰めた議論が出てきて、お答えが出てきてよからそうな気が実はするのであります。そちら、いま私が一つの例をあげましたが、この国防報告等を踏まえまして、そこらのところをどういふふうに考えるかという点、実は防衛庁なんかでも、防衛研修所の方々が書いている論文なども最近は目にいたします。したがつて、そこらのところを、もう少し突っ込んで、幾つか考えられる点を詰めてみたらこういうことになる、そこらのことを実はます承りたいのであります。

なぜこれを持ち出すかといいますと、もう一つ、皆さんのはうでいろいろ情報をおとりになつて分析をした結果と称するものが新聞に書かれてゐる、眞偽のほどはわかりませんが、いま長官が二つ目の例としてあげられました中国に対する意

識、ソビエト艦隊のインド洋進出の背景にあるものの中の一つの見方、つまり中ソ関係といふのは、一体どうなるのだということ、ここに「大規

模な衝突ない、防衛庁緊張緩和を予想」ということ、この中にも問題点がござりますから、これが事実だとすれば、あとで承りたいのございま

すが、ここにペンタゴンだとかいろいろなところから的情報収集をなさつて、皆さんのほうで見解をまとめておられる、これとの関連もございま

す。したがいまして、いまの点を、もし必要ならあわせて御答弁いただいてけつこうなんですかれども、総括的にどういうふうにながめておられるかという点を再度承りたいと思います。

○山中国務大臣 いまソ連側の意図というものの中で、対米ということを落としておりますが、しかしアメリカ側から今度これを見ますと、アメリカのほうとしては、ボセイドンあるいはトライデント、こういうもの等が就役をいたしますと、射程はモスクワからレニングラードまでかかるということになりますから、これに対応するところば、ソ連は当然自分のほうも、アメリカの大西洋に一応潜水艦を置いているにしても、シユレジンジャー長官のそういう戦略的な発想の転換等が背景にありますから、これに対して神経過敏になるということは、今度はソ連側のほうが、アメリカのそういう行動に対し反応したということがいえると思うのです。

私が言ったのは、なぜアメリカが、ジエゴ・ガルシア島ということに英、米で取り組んだかということを言つたわけであつて、アメリカ側の意図に対しても、ソ連が受け取っているのは、そういうことでもあるだろう、御指摘のとおり、お互いの想像でそれとも、非常な神経戦と申しますか情報戦、そういうことをやつておるわけでありますから、御指摘はたしか間違いないだろうと思います。

○大出委員 もう一つ申し上げておきたいことがあります、この国防報告の背景になつてあります。アメリカの国防予算、これは約八百八十億ドルですね。この八百八十億ドルという巨額な予算は、過去十年間振り返ってみましても、ペトロム戦争をやつていたアメリカの軍事費であつても、八百八十億ドルなどといふ予算を組んだことはない。史上最高、空前の国防予算を、ここ数年来、初めて戦争遂行に關係のない国防予算であります。しかもガルシア島に関するものは、二千九百万ドルという追加予算なんですね。実はそう簡単なことではない。まして横須賀を母港にしておりますミッドウェー

1、これは第七艦隊の空母でありまして、間違いもなく攻撃型空母でございます。間違なくインド洋を守備範囲にしている。そうだとすると、空母のみならず潜水艦というのも出てくる。そうすると、第二潜水艦隊が、横須賀に海上自衛隊がおりますけれども、私の調べた限りでは、実はアメリカの原子力潜水艦の母港は、すでに横須賀になりました。そこまで実は申し上げたいのですが、さて、そうだとすると、今回のこの現象というのは、わが国に全く無関係ではない。だから、そこのところは、びしつとものことを分析し、幾つかの将来への見通しという意味でのはつきりしたものを、皆さんのはうで立ておく必要がある、将来の日本周辺の平和というものを考えますと。その上で日本は、外交を通じまして、緊張緩和という方向に持っていくにはどうすべきかという考え方をはつきりさせなければならぬ。こういうふうに実は思つておるわけであります。

したがつて、いまこの問題を提起してみたわけありますけれども、そこで、あわせて幾つかひとつ承りたいのでありますけれども、ソビエトと

中国の関係を、長官さつきちょっと触れられておりませんけれども、皆さんが、防衛庁が情報をおとりになつて、一つの結論をお出しになつたといふふうに新聞には書いてありますけれども、そういうふうにござりますか。

○山中国務大臣 これも、まだそういうこと

に外國と外國の間の問題ですから、われわれとしては、いろいろと分析、情報収集その他やっておられます。ただし、一つの結論になつたことを言つてお

りますが、ダマンスキーア島、いわゆる珍宝島の争いというものは、これは小さな川中島ですね。そ

ういうものであれだけのことがあつたわけですが、どうやら、それが全面衝突をするかどうかといふふうな問題についての確たる見通しも反面ない、かといって、なぜ五十個師団、戦車數千台と

いうそういうものが置かれているのか、そういうふうに見ておりませんでした。私どもは、そういうふうに見ておりませんでしたので、したがつて、そういう可能性がほんとうにあるのかといふ問題等を点検してみたのです

が、そういうことは考えられないという結論に到達せざるを得ない、ということを言つたまであります。まだ表に言つたわけじゃないのです。その段階で言つておるわけであります。

○大出委員 この書いてある記事がどうこうといふことにこだわりませんが、この記事の中に、中

ソ両国が、その長大な国境線沿いに強力な軍隊を配備している、極度の緊張状態にある、これはま

あ、そうでしょう。だが、しかし、長官がおっしゃるよう、ペントAGONなりあるいはNATOな連のMIRVのスピードに及びもつかないものであります。ソ連のICBMによってモスクワその他の心臓部に届くような開発が、もう行なわれつつある

こと、つまりから的情報を得てみた結果として、それを分析する。だが、しかし、かつての例のダマンスキーア島、

中国流に言えば珍宝島ですかね、こういうふうな小さい紛争が起る可能性というのは、これはあり得るという予測をしている、こういう記事が実

はここにあるわけであります。こだわっているわけではありませんが、いま西欧の軍事専門家筋から

らしきりに伝えられるというこの中ソ戦争というソ連のICBMによってモスクワその他の心臓部に届くような開発が、もう行なわれつつある

こと、つまりから的情報を得てみた結果として、それを分析する。だが、しかし、かつての例のダマンスキーア島、

中国流に言えば珍宝島ですかね、こういうふうな小さい紛争が起る可能性というのは、これはあり得るという予測をしている、こういう記事が実

IRBMが実用化されていると思うが、その配置はまだ確認されていない。第三のものとして、小型ICBMが本年の終わりに展開されると考えられるが、これはソ連深くには到達できるが、アラスカを除いて米本土には到達できないであろう。これはアメリカですから、自分の国のことと言つておるわけですね。しかしソ連のほうは深部に到達できると言つております。第四のものとして、タイタンまたはSS-9クラスのものが展開されつあると思われるが、反面、技術者が少ないこと、資材が制限されていること、さらに開発に長期計画で取り組んでいることからも、昨年の見積もりもおくれ——昨年は、ちょっともう少し早いと見ておりましたが、おくれて、早くても一九七六年または一九七七年までに実用化されることはないであろう。こういうことを言つております。

○大出席員 そうすると、防衛省としては、アメリカの分析を、大体そういうことだといふに受け取つておる、こういうことでござりますか。

○山中国務大臣 私どものほうは、中国及びソ連の機密にわたる軍事情報は、率直に言つてあまり

入手できません。しかしスペイ衛星の米ソ両方の

今回の中東紛争におけるみごとな使い方、これは一方的にソ連、アラブ諸国のはうがじよらずに使つたというか、ちゃんとうまくそれを利用しておるわけですが、アメリカのほうは、その前日に地上に回収してしまつたすきをつかれたという話もあるや聞きますが、このスペイ衛星の地上物件の分析の力といふものは、実に驚異的なものを持つておりますし、いまや地上物件で存在が確認され、移動も確認され得ないのは、弾頭が多頭頭なものであるが、そして、それが各個の誘導される多頭核のものであるが、これらがわからないくらいで、地上物件はほとんどわかるといわれております。これは米ソ両方ともです。

そういうところから、われわれがとり得る情報

といふものの限界内でいいますと、やはりどうし

てもアメリカのそういうことを踏まえた分析とい

うもののほうが、私どもが伝聞やその他によつて手に入れる情報よりも正確なものであろうということは、科学的にもそういう事実の証明がなし得ると思うのです。

○大出席員 こちらの問題とからみまして、幾つか承りたいのですが、日本の周辺にもソビエトの艦艇がいろいろ入つてきています。先般オメガ

通信基地などの調査に本委員会から視察に参りました。このときも青嶋、対馬周辺でソビエトの艦

船が停泊をしている。これは場所は公海であります

。何日も動かない。それが軍事的な目的を持つております。

○大出席員 艇船であるかどうかということもさだかでない、

これは海上保安庁の観測であります。またトローラ

ル漁船その他の形で、これまで軍事目的を持つかも知れないといわれるようなものが、伊豆七島か

ら、三陸沖から向こうのほうにしばしばあらわれ

る、こういうことが伝えられている。最近は、ま

たソビエトの漁船団、サバなどをとる漁船団が大

挙して三陸から下つて、さらに伊豆七島の周辺まで来て操業をやつておる。

私は、神奈川においてますが、地元の新聞がここに書いておりますが、三崎のサバ釣り漁業協同組合、これはサバを釣つておる関係の組合であります

。一方これは水産庁、外務省からの話になります

が、私も先般、P-2Jに乗りまして、九十九里の先、もちろん公海ですが、三十隻の船団、母船

数隻で大がかりなトロール漁をやつているところ

を超低空で見てまいりました。全部武装はしてい

ないようであります。また軍事的な意図もないよ

うです。もっぱら資源の問題だと思いますが、あ

の漁法でやられますと、カモメの群がり方から見

て——私も漁業のほうは、漁連の会長なんかもし

ておりますので、ややプロなんですが、相当な根

こそぎ漁獲をやつておるような、しかも、かん詰

め装置まで船を持っておるわけでありますから、

これは沿岸、沖合い漁業者にとっては、たいへん

ことにしておるわけですが、そこへやつてしまつ

きて、やたらトロール漁法で根こそぎ持つていつ

てしまつというかつこうでは、資源保護はできぬ

じやないか。おまけに刺し網その他の網がぱつさ

り切られる。つまり、この大挙して入つてしまひ

ます船団の廃棄物によつてであります。また網を

うもののほうが、私どもが伝聞やその他によつて手に入れる情報よりも正確なものであろうという手に入れる情報よりも正確なものであろうという

ことは、科学的にもそういう事実の証明がなし得

ると思うのです。

○大出席員 こちらの問題とからみまして、幾つか承りたいのですが、日本の周辺にもソビエトの艦艇がいろいろ入つてきています。先般オメガ

通信基地などの調査に本委員会から視察に参りました。このときも青嶋、対馬周辺でソビエトの艦

船が停泊をしている。これは場所は公海であります

。何日も動かない。それが軍事的な目的を持つております。

○大出席員 艇船であるかどうかということもさだかでない、

これは海上保安庁の観測であります。またトローラ

ル漁船その他の形で、これまで軍事目的を持つかも知れないといわれるようなものが、伊豆七島か

ら、三陸沖から向こうのほうにしばしばあらわれ

る、こういうことが伝えられている。最近は、ま

たソビエトの漁船団、サバなどをとる漁船団が大

挙して三陸から下つて、さらに伊豆七島の周辺まで来て操業をやつておる。

私は、神奈川においてますが、地元の新聞がここに書いておりますが、三崎のサバ釣り漁業協同組合、これはサバを釣つておる関係の組合であります

。一方これは水産庁、外務省からの話になります

が、私も先般、P-2Jに乗りまして、九十九里の先、もちろん公海ですが、三十隻の船団、母船

数隻で大がかりなトロール漁をやつしているところ

を超低空で見てまいりました。全部武装はしてい

ないようであります。また軍事的な意図もないよ

うです。もっぱら資源の問題だと思いますが、あ

の漁法でやられますと、カモメの群がり方から見

て——私も漁業のほうは、漁連の会長なんかもし

ておりますので、ややプロなんですが、相当な根

こそぎ漁獲をやつておるような、しかも、かん詰

め装置まで船を持っておるわけでありますから、

これは沿岸、沖合い漁業者にとっては、たいへん

ことにしておるわけですが、そこへやつてしまつ

きて、やたらトロール漁法で根こそぎ持つていつ

てしまつというかつこうでは、資源保護はできぬ

じやないか。おまけに刺し網その他の網がぱつさ

り切られる。つまり、この大挙して入つてしまひ

ます船団の廃棄物によつてであります。また網を

うもののほうが、私どもが伝聞やその他によつて手に入れる情報よりも正確なものであろうという

ことは、科学的にもそういう事実の証明がなし得

ると思うのです。

○大出席員 こちらの問題とからみまして、幾つか承りたいのですが、日本の周辺にもソビエトの艦艇がいろいろ入つてきています。先般オメガ

通信基地などの調査に本委員会から視察に参りました。このときも青嶋、対馬周辺でソビエトの艦

船が停泊をしている。これは場所は公海であります

。何日も動かない。それが軍事的な目的を持つております。

○大出席員 艇船であるかどうかということもさだかでない、

これは海上保安庁の観測であります。またトローラ

ル漁船その他の形で、これまで軍事目的を持つかも知れないといわれるようなものが、伊豆七島か

ら、三陸沖から向こうのほうにしばしばあらわれ

る、こういうことが伝えられている。最近は、ま

たソビエトの漁船団、サバなどをとる漁船団が大

挙して三陸から下つて、さらに伊豆七島の周辺まで来て操業をやつておる。

私は、神奈川においてますが、地元の新聞がここに書いておりますが、三崎のサバ釣り漁業協同組合、これはサバを釣つておる関係の組合であります

。一方これは水産庁、外務省からの話になります

が、私も先般、P-2Jに乗りまして、九十九里の先、もちろん公海ですが、三十隻の船団、母船

数隻で大がかりなトロール漁をやつしているところ

を超低空で見てまいりました。全部武装はしてい

ないようであります。また軍事的な意図もないよ

うです。もっぱら資源の問題だと思いますが、あ

の漁法でやられますと、カモメの群がり方から見

て——私も漁業のほうは、漁連の会長なんかもし

ておりますので、ややプロなんですが、相当な根

こそぎ漁獲をやつておるような、しかも、かん詰

め装置まで船を持っておるわけでありますから、

これは沿岸、沖合い漁業者にとっては、たいへん

ことにしておるわけですが、そこへやつてしまつ

きて、やたらトロール漁法で根こそぎ持つていつ

てしまつというかつこうでは、資源保護はできぬ

じやないか。おまけに刺し網その他の網がぱつさ

り切られる。つまり、この大挙して入つてしまひ

ます船団の廃棄物によつてであります。また網を

うもののほうが、私どもが伝聞やその他によつて手に入れる情報よりも正確なものであろうという

ことは、科学的にもそういう事実の証明がなし得

ると思うのです。

○大出席員 こちらの問題とからみまして、幾つか承りたいのですが、日本の周辺にもソビエトの艦艇がいろいろ入つてきています。先般オメガ

通信基地などの調査に本委員会から視察に参りました。このときも青嶋、対馬周辺でソビエトの艦

船が停泊をしている。これは場所は公海であります

。何日も動かない。それが軍事的な目的を持つております。

○大出席員 艇船であるかどうかということもさだかでない、

これは海上保安庁の観測であります。またトローラ

ル漁船その他の形で、これまで軍事目的を持つかも知れないといわれるようなものが、伊豆七島か

ら、三陸沖から向こうのほうにしばしばあらわれ

る、こういうことが伝えられている。最近は、ま

たソビエトの漁船団、サバなどをとる漁船団が大

挙して三陸から下つて、さらに伊豆七島の周辺まで来て操業をやつておる。

私は、神奈川においてますが、地元の新聞がここに書いておりますが、三崎のサバ釣り漁業協同組合、これはサバを釣つておる関係の組合であります

。一方これは水産庁、外務省からの話になります

が、私も先般、P-2Jに乗りまして、九十九里の先、もちろん公海ですが、三十隻の船団、母船

数隻で大がかりなトロール漁をやつしているところ

を超低空で見てまいりました。全部武装はしてい

ないようであります。また軍事的な意図もないよ

うです。もっぱら資源の問題だと思いますが、あ

の漁法でやられますと、カモメの群がり方から見

て——私も漁業のほうは、漁連の会長なんかもし

ておりますので、ややプロなんですが、相当な根

こそぎ漁獲をやつておるような、しかも、かん詰

め装置まで船を持っておるわけでありますから、

これは沿岸、沖合い漁業者にとっては、たいへん

ことにしておるわけですが、そこへやつてしまつ

きて、やたらトロール漁法で根こそぎ持つていつ

てしまつというかつこうでは、資源保護はできぬ

じやないか。おまけに刺し網その他の網がぱつさ

り切られる。つまり、この大挙して入つてしまひ

ます船団の廃棄物によつてであります。また網を

うもののほうが、私どもが伝聞やその他によつて手に入れる情報よりも正確なものであろうといふ

ことは、科学的にもそういう事実の証明がなし得

ると思うのです。

○大出席員 こちらの問題とからみまして、幾つか承りたいのですが、日本の周辺にもソビエトの艦艇がいろいろ入つてきています。先般オメガ

通信基地などの調査に本委員会から視察に参りました。このときも青嶋、対馬周辺でソビエトの艦

船が停泊をしている。これは場所は公海であります

。何日も動かない。それが軍事的な目的を持つております。

○大出席員 艇船であるかどうかということもさだかでない、

これは海上保安庁の観測であります。またトローラ

ル漁船その他の形で、これまで軍事目的を持つかも知れないといわれるようなものが、伊豆七島か

ら、三陸沖から向こうのほうにしばしばあらわれ

る、こういうことが伝えられている。最近は、ま

たソビエトの漁船団、サバなどをとる漁船団が大

挙して三陸から下つて、さらに伊豆七島の周辺まで来て操業をやつておる。

私は、神奈川においてますが、地元の新聞がここに書いておりますが、三崎のサバ釣り漁業協同組合、これはサバを釣つておる関係の組合であります

。一方これは水産庁、外務省からの話になります

が、私も先般、P-2Jに乗りまして、九十九里の先、もちろん公海ですが、三十隻の船団、母船

数隻で大がかりなトロール漁をやつしているところ

を超低空で見てまいりました。全部武装はしてい

ないようであります。また軍事的な意図もないよ

うです。もっぱら資源の問題だと思いますが、あ

の漁法でやられますと、カモメの群がり方から見

て——私も漁業のほうは、漁連の会長なんかもし

ておりますので、ややプロなんですが、相当な根

こそぎ漁獲をやつておるような、しかも、かん詰

め装置まで船を持っておるわけでありますから、

これは沿岸、沖合い漁業者にとっては、たいへん

ことにしておるわけですが、そこへやつてしまつ

きて、やたらトロール漁法で根こそぎ持つていつ

てしまつというかつこうでは、資源保護はできぬ

じやないか。おまけに刺し網その他の網がぱつさ

り切られる。つまり、この大挙して入つてしまひ

ます船団の廃棄物によつてであります。また網を

うもののほうが、私どもが伝聞やその他によつて手に入れる情報よりも正確なものであろうといふ

ことは、科学的にもそういう事実の証明がなし得

ると思うのです。

○大出席員 こちらの問題とからみまして、幾つか承りたいのですが、日本の周辺にもソビエトの艦艇がいろいろ入つてきています。先般オメガ

通信基地などの調査に本委員会から視察に参りました。このときも青嶋、対馬周辺でソビエトの艦

船が停泊をしている。これは場所は公海であります

。何日も動かない。それが軍事的な目的を持つております。

○大出席員 艇船であるかどうかということもさだかでない、

これは海上保安庁の観測であります。またトローラ

ル漁船その他の形で、これまで軍事目的を持つかも知れないといわれるようなものが、伊豆七島か

ら、三陸沖から向こうのほうにしばしばあらわれ

る、こういうことが伝えられている。最近は、ま

たソビエトの漁船団、サバなどをとる漁船団が大

挙して三陸から下つて、さらに伊豆七島の周辺まで来て操業をやつておる。

私は、神奈川においてますが、地元の新聞がここに書いておりますが、三崎のサバ釣り漁業協同組合、これはサバを釣つておる関係の組合であります

。一方これは水産庁、外務省からの話になります

が、私も先般、P-2Jに乗りまして、九十九里の先、もちろん公海ですが、三十隻の船団、母船

数隻で大がかりなトロール漁をやつしているところ

を超低空で見てまいりました。全部武装はしてい

ないようであります。また軍事的な意図もないよ

うです。もっぱら資源の問題だと思いますが、あ

の漁法でやられますと、カモメの群がり方から見

て——私も漁業のほうは、漁連の会長なんかもし

ておりますので、ややプロなんですが、相当な根

こそぎ漁獲をやつておるような、しかも、かん詰

め装置まで船を持っておるわけでありますから、

これは沿岸、沖合い漁業者にとっては、たいへん

ことにしておるわけですが、そこへやつてしまつ

きて、やたらトロール漁法で根こそぎ持つていつ

れば、外交ルートに乗せて交渉しなければなりませんが、農林省の側でもお調べになつてあると思ひます。が、外交交渉を、もしゃつておられるとするには、どうなつてゐるのか、やつておられないと思ひます。将來どういうふうにお考へになるのか、そこらを三つの部門に分けて、御回答いただきたいと思います。

○船谷説明員 海上保安庁の巡視船や航空機が視認しましたソ連の漁船の規模ですが、通常一万トントンクラスの母船が八隻ないし九隻——特に多い船團はあとで申し上げますが、それにトロール漁船なんかの隨伴船を十隻ないし二十隻伴つて、そのほかにタンカーとか中積み船とか救難船とかいうようなものを伴いまして、全体の船團隻数としましては二十隻ないし五十隻来ております。時期的には、北海道の南東岸は一月、それから十月から十一月、三陸沖は一月から五月、それから十月から十二月、鉢子沖では一月から三月、それから二月といふに参つております。やつておりまつす魚種につきましては、サンマ、サバ、底びきの漁でございます。特に多いと申しますのは、三陸沖で十月から十二月に来ておつたのを視認しましたが、母船が十五、六隻、トロール漁船が合計で八十隻ぐらい、そのほかの船が三十隻、合計百三十隻くらいの船團が来ておるのを見えております。

いま申し上げましたのは、四十八年一年間のものでございます。

○大出委員 そこで、いろいろなトラブル等はなかつたのかもしれませんけれども、損害といふうなものは起つておりますか。

○平井説明員 損害は出ておりません。詳しくは、また別途報告したいと思ひますが、全体といたしまして、昭和四十八年の一月から十二月まで十三件、十九隻、約一千万円、それから一月に北海道で約九百万円、千葉県で百八十万円、その他の県からも報告されております。

○大出委員 外務省の皆さんのほうは、損害が起つたような場合には、おそらくこれは、外交ルートに乗せて話していただかなければならぬ筋合

いたと思うのですが、どんなふうなぐあいになつておりますか。

○加賀美説明員 私どもは、こういう被害が生じますと、水産庁のほうから、その被害の報告の通報を受けまして、そしてソ連側に対して、その被害の状況を申し入れて、厳重な注意を喚起して、その善処を要求する、そういうことをやつております。この申し入れは、最近すでに二月十四日、三月十一日、三月十四日の三回、これは最近だけのものでござりますけれども、やつております。

○大出委員 回來、その損害補償を相手方にさせたという例はござりますか。

○加賀美説明員 損害賠償がソ連から行なわれたという例はございません。

○大出委員 そうすると、これは、國が補償するのでない限りは、その個人の泣き寝入り、こういうことでございます。

○加賀美説明員 私どもは、ソ連側に對して、繰り返し注意を喚起して、操業をやめてくれ、こういうことを言つております。ですから、ソ連側の回答がまだないという段階でございまして、私どもは、その回答が非常におくれるという場合には、また重ねてこれを申し入れるという態度であります。

○大出委員 これは読売新聞の夕刊ですけれども、神奈川版ですが、こんなにたいへんな船なんですね。これは長官、行つてごらんになつたら、おわかりだと思うんですが、漁網を切られたり、何かでたいへんな被害があるんですね。この写真の手前側は日本漁船です。並んでやつてあるんでも十分考えて、外交ルートに乗せての相談をぜひひとつ進めていただく必要がある、特にこれは強調しておきたいと思うのであります。

私は、これを見ますと、やはり漁業被害なども——それは、なるほど領海説いろいろ分かれています。これでは一体、何のためにわが國があるのですね。地元の新聞の記事によりますと、お役所は、どうもさっぱり氣のきいたことをやつてくれないというわけです。これは神奈川新聞でございります。これでは一体、何が責任をもつて対処しますという返事が来たのです。

私は、これを見ますと、やはり漁業被害などを調べてみると、一つは、先ほど例にあげましたシユレジンジャーレポートとの関係もござりますが、相模原の例の補給廠をめぐりまして、かつていろいろ問題がございました。何とか皆さんとの話し合いの中で解決しているわけでありますけれども、最近、特に地元からの声がありまして、M42、M113もう一つ車両としてはM54、こういうものがたいへん多く相模補給廠に運び込まれ、修理をされて運び出される、こういうわけであります。

私も、いまいろいろ調べておりますけれども、一つは、ベトナム戦争を昨年一月二十七日に停戦いたしましたが、どうもこれがうまくいっていない、つい最近でも、中部高原等における南ベトナムのレーンジャーラー大隊撃滅、行くえ不明というよ

ですから、複雑でございましようけれども、そこのところは、やはり外交ルートを使つて、さつき長官もちょっと触れられましたように、何らかの形の取りきめぐらはしなければ——それは沿岸何海里とか、領海というものに対する開発途上国とわが国との違い等もあります。あります。やはりそこらのところは、何かお考へいただきませんと、このまま放置されたのでは、おさまらぬと私は思うのです。そこらのところは、所管はどこになるのでござりますか。

○山中國務大臣 ここには關係は、私一人しかおりませんから——私は、ソ連に対する、もちろん外国全部に對してそうですけれども、なかなかソ連に対する正式なそういう損害の賠償申し込みとかなんとかいうことは、具体的な事実關係といふものを明らかにしていくと、ソ連という国は、大ざっぱのようであります。が、具体的な事実があると、案外これを認める國であるとも思つております。ということは、最近わが國の礼文島の上を、ソ連の戦闘機が領空を明らかに侵犯をいたしましたが、その際、直ちに機を失せず、その日のうちに外務省を通じてソ連に抗議を申し込みました。ソ連のほうは、まず第一番には、受け付けたときには、そういうことはなかつたと思う、しかしあつたとしても、惡意じやないと思うから、調べてみると、この返事でしたが、そう時間がたたないうちに、正式に、その事実があつた、それを認める、しかし、それは惡意ではなくつたので、ひとつ了承してほしい、今後は、この種のことの起こらないように、わがほうが責任をもつて対処しますという返事が来たのです。

私は、これを見ますと、やはり漁業被害なども——それは、なるほど領海説いろいろ分かれています。これでは一体、何が責任をもつて現行法律でも、米軍でさえも支払いをするわけです

うな事件が起りましたら、たいへん大規模な戦闘にこれは発展している分野があります。このこと、相模補給廠で修理されたのが、どうも次々に戦闘地域・準戦闘地域に送られている。そう見られる節々が実はある。そうすると、今までの取り組み等からいたしまして、どうもこのままでいたし方なしというわけに参らぬ点がございません。

そこで、これを外務省のほうが、まずどうごらんになっているかという点。昨年――いまからいふと、年が明けましたから、一昨年の十一月になりますか、幾つか日米間での合意が行なわれているはずであります。そちらのところに触れて、この問題をどういうふうに見ておられるかといふとを、まずお答えいただきたい。

○角谷説明員

お答え申し上げます。

相模補給廠において搬入あるいは搬出されました戦闘車両の数が最近多くなっているじゃないかという御指摘でございますが、この数字につきまして、われわれが了知いたしておりますところは、たとえば昨年一年間におきます搬入車両といつしましては百十六台、それから搬出車両といつしましては三百七十六台、というものがございました。この中で戦車、これは數といたしましては、ときわめて少のうござります。なお戦車につきましては、昨年七月修理を了しました十一台といふものが搬出されまして、それ以後は搬出に付されておらない、このよう聞いておるわけでござります。それから本年に入りまして、一月から三月十八日現在の数といたしましては、搬入といたしまして三十七台、搬出といたしまして二百一台、これは、いずれも戦車といふものは含んでおりません。以上のようないふうをわれわれは了知いたしておるわけでございます。

それで、これがペトナムとの関係でござりますが、この搬出されたものがどこへ行つておるかといふことは、これは必ずしもわれわれ明らかでございません。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

他方、先生御指摘のとおり、四十七年の十一月

にアメリカ側との了解といふものがございまして、ベトナム和平成立後ににおいては、修理のための戦闘車両の新規の搬入は原則として停止され、ベトナム向けに搬出されることも原則としてなくなる、それからもう一つ、現存の戦闘車両の修理を了した段階で、同補給廠の修理機能は大幅に縮小する、こういうような点を骨子といたしました了解があるわけでございます。

したがいまして、先ほど申し上げましたところ、この搬出された車両がどこへ行つておるかといふことは、個々の車両について、われわれ必ずしも了知しておりませんけれども、もしベトナムの和平協定といふものがございまして、これの第七条に基づきまして、一応、ともかく一対一の交換と申しますか、補給と申しますか、こういうものは認められておるということがございますので、その関係で行つておるとすれば行つておるのではないかというように推測いたすわけでござります。

それでは、その米側との了解との関係はどうか、という点でござりますけれども、これは、その当時も原則としてそういうことはなくなるだらうといふことでございまして、この和平協定の一対一の実施上の措置といふものも踏まえまして、當時原則としてということになつたわけでござります。

○大出委員

国防報告を見ますと、ベトナムの停戦はしたのだが、どうもうまくいかない。いかないで、一九七五年度の南アジア向け支出総額十九億ドル、この中に南ベトナム軍事援助費が十四億五千万ドルあるんですね。十四億五千万ドル、これは国防報告で説明しているんです。このように南ベトナム援助が増加した理由といふのは三つある。停戦がわれわれの希望のように順調に運んでいない、したがつて南ベトナムへの軍事支出は予想を大幅に上回っている、ここから始まつて幾つかここに理由が述べられている。装備損失

の補償、ここに触れて書いている。つまり装備損失の補償にたいへんな金をかけている。これはブノンペンをめぐるカンボジアの問題もござります。

だが、最近は、前と違いまして、だいぶ米軍の側も警戒的でございまして、搬出先C.I.S.がありま

すけれども、なかなか見て――こうこうこういうことになりますという報告は、私は受けております。

すけれども、現物をわざと持つてくるわけにいまのところいかない。だから先ほど形跡があると、こういう言い方をしたんですけれども、たゞ單に一対一の交換どころではない、たいへんに急いでいる、こう見なければならぬ事実がござります。あるいはそのうち入手できるかしれませんけれども、こうなつてありますという報告を承つてゐる。

そこで、どのくらい行つてているかという点、また種類であります、M42、これは自走高射機関砲、M42といふのは中型戦車なんですね。それからM113、M54、これは去年一年間で三百六十九両の搬出、搬入が百八両。ことに入つてもM42が搬出されております。M42、M113を中心に、三月の段階で搬入が三十九両、搬出が百三十九両。これは地元の諸君がずっと監視団を組織して、連日チェックしているわけです。だから、そう間違つた数字じやない。

ということになると、これは穏やかならぬこと

になると私は思つてるので、現在、一体どのくらいあそこにこれらの車両が現存するかといふ点、これは防衛庁でございましようか、施設庁でござりますか、おわかりでござりますか。

○大出委員

そこら確かめていただきたいのです。

次に、SRFにかかる問題でござりますけれども、四十九年の二月十四日でござりますか、合同委員会で合意が行なわれたわけであります。

そこで、何点か承りたいのですが、これ

は本来一一三は自衛隊でござります。四、五といふのは全面返還の形の話し合いであつたはずであるわけであります。この四、五号について共同使用に変わつたというの、一体なぜ共同使用に変わつたのか。これは運輸省との共同使用でございまます。ここがどうも明らかでない。ハワイの計画であります。

ここで、何点か承りたいのですが、これはやはりベトナム戦争と関連がある。だから、これは国防報告にもあるんですから、状況証拠からいつたって、そういうことになるんですから、したがつて、こそこそのような通り一ペ

は國防報告にもあるんですから、状況証拠からいつたって、そういうことになるんですから、

調べをいただきたい。米軍との間で一体どうなつてゐるかといふ点も明らかにしていただきたいの

であります。

それから、整備局につきまして御言及でござりますけれども、整備局は、われわれの了知してお

りますところは、昨年の九月三十日現在で千十二名、これが本年の五月三十一日には約四百名程度に縮小されるのではないかというところでござります。

それから、整備局につきまして御言及でござりますけれども、整備局は、われわれの了知してお

りますところは、昨年の九月三十日現在で千十二名、これが本年の五月三十一日には約四百名程度に縮小されるのではないかというところでござります。

次に、SRFにかかる問題でござりますけれども、四十九年の二月十四日でござりますか、合

同委員会で合意が行なわれたわけであります。

そこで、何点か承りたいのですが、これ

は本来一一三は自衛隊でござります。四、五といふのは全面返還の形の話し合いであつたはずであるわけであります。この四、五号について共同使用に変わつたというの、一体なぜ共同使用に変わつたのか。これは運輸省との共同使用でございまます。ここがどうも明らかでない。ハワイの計画であります。

ここで、何点か承りたいのですが、これはやはりベトナム戦争と関連がある。だから、これは国防報告にもあるんですから、状況証拠からいつたって、そういうことになるんですから、

調べをいただきたい。米軍との間で一体どうなつてゐるかといふ点も明らかにしていただきたいの

であります。

それから、整備局につきまして御言及でござりますけれども、整備局は、われわれの了知してお

りますところは、昨年の九月三十日現在で千十二名、これが本年の五月三十一日には約四百名程度に縮小されるのではないかといふことでござります。

それから、整備局につきまして御言及でござりますけれども、整備局は、われわれの了知してお

りますところは、昨年の九月三十日現在で千十二名、これが本年の五月三十一日には約四百名程度に縮小されるのではないかといふことでござります。

そこで、何点か承りたいのですが、これはやはりベトナム戦争と関連がある。だから、これは国防報告にもあるんですから、状況証拠からいつたって、そういうことになるんですから、

調べをいただきたい。米軍との間で一体どうなつてゐるかといふ点も明らかにしていただきたいの

であります。

それから、整備局につきまして御言及でござりますけれども、整備局は、われわれの了知してお

りますところは、昨年の九月三十日現在で千十二名、これが本年の五月三十一日には約四百名程度に縮小されるのではないかといふことでござります。

「退去する。」これが一項人っていますね。全面返還どころではない。さつきも原則ということばが、外務省から相模補給廠のほうで出ましたが、とかくそういう字句があると、いつの間にかそれがほとんどないことになつていく。同じ意味で「緊急の必要があれば、日本側は四十八時間以内に退去する。」これが入っているわけであります。これは一体、何が目的でこういうことになつているのか。交渉の過程でいろいろなことがやりとりされておりましたので、仄聞いたしておりますけれども、そこらのところは一体どうなつてゐるのか、明らかにしていただきたいわけであります。

○平井(啓)政府委員 まず第一番目の問題についてでございますが、これは先刻御承知のとおり、長い経緯がございまして、昭和四十五年の十二月、第十二回の日米安保協議委員会で取りきめられた時点におきましては、SRPにつきましては、一号から五号まで日本側に返還するという取りきめになつていていたわけでございまして、この取りきめの基本の方針については、現在もなお変わつております。

しかしながら、その後日米間でいろいろ折衝いたしました過程において、この一号から五号までのドックを日本側に返還した後、アメリカ側に艦船の修理の必要が生じた場合、その修理をどううふうにしてやるかという、いわゆる日米間の契約ベース等を含めた取りきめについての折衝を続けておつたわけでございます。いろいろ技術的な細目につきまして、契約ベースの違いとか、その他の問題で、今日なお日米間折衝を要する問題が残つておるわけでございます。そこで、いつまでもこういう状態で置いておくよりも、中間的措置といったしまして、日本側の艦船修理に必要な何らかの形を取りきめることによつて、あのドックを有効に日本側においても使うのが適切ではなかろうか、そういう判断に立ちまして、日米間で並行的にそいつた面についての協議も行ないいまし

年の二月十四日に、日米間で地位協定（一条四項⑧）に基づきますところの共同使用の取りきめが行なわれたわけでございまして、これは、あくまで基本方針とは別個に、現実の状態に立って中間的にも有効な使用をしたいということで取りきめた次第でございます。

なお 第二番目の四十九回間の条件の問題につきましても、ただいま御説明申し上げましたように、あくまでこれが二条4項(4)という、アメリカ側が一時的使用をしていない期間、日本国または日本国民が使用できるというあの地位認定の条件の趣旨と申しますかたてまえに沿いまして、アメリカ側としても、一応二条4項(4)の姿として、この条件はつけておきたいということでつけた条項でございますので、実際は年間の日米双方の

の艦艇修理ドックのスケジュール等につきましては、あらかじめ十分の調整を行なつた上で日米双方使つてしまりますので、よほど懸念の問題等が発生しない限り、この条項が適用されることはないんじやなかろうか、そういうふうに考えております。

れはA8工場ですが、これがいま補給倉庫、それを機関工場にというんですね。それからA78、これを船体工場。

はアメリカの潜水艦隊の母港化——皆さんは、外務省の方々は、これは否定されるんでしようけれど

ども、私は、まさに母港化であろうと思つてゐる  
のであります。ところの問題とも関連をして、  
暫定的に、話がつかないから基本線は基本線でた  
く。だがしかし、これは一つ間違うと、潜水艦の  
陸上の訓練場に使いたいなんということを——い

ま防衛庁でも、六カ所かそこら陸上の潜水艦の訓

練場はお持ちでしようけれども、アメリカでも、コネチカットあたりには原子力潜水艦用の陸上の訓練場が幾つもあります。それらとのからみも出てくる。そちらのことが、どうもハワイの計画だから地元にはわからぬ、こっちにはわからぬ、こういういい方になつていて、のではないかといふ気がする。どちらがどちらも、そこには具体的には、市と逗子市との皆様がございまして、横浜

○平井(啓)政府委員 ただいま第五ドック、第五  
ベース付近に、海上自衛隊が前々から共同使用し  
ております御指摘の建物があることは事実でござ  
います。これらは、今回の共同使用の取りきめに  
伴いまして、その地域及び建物は、民間側の使用  
する対象になるわけでございますが、海上自衛隊  
のほうは、一ドックから三ドックにかけての地域  
のまわり、二しつつ七月とありますことをお尋ね  
市と海防省との専門機関がござつて、相沿ひ  
いバスが入つてきている地域がござります。こち  
らのほうの地域は、この周辺の状況その他からい  
たしまして、こちらの南バイパスが入つてきてお  
りますところは——弾薬庫の中に含まれているB  
地区三十五万四千六百五十八平米、それから新規  
分の接收地が、弾薬庫の外にあります。この地  
域、つまりAとBですね。この辺のところを、接收  
地から解除して返してもらいたいという地元の非  
常に貴重、重要な立場にして、今後いろいろなこと

のほうに、これららの使用を移すことと考えております。  
なお、米側の計画につきましては、一部、新聞等にも報道がございましたが、この交渉の過程において、一時、米軍が建物を二棟ほど一年後か二年後にもう一度使いたいという計画があるのだとお聞いて、私は、ちょうどその辺りの話が出たときに、うなづいておられたとお聞きございまして、まことに、どううござつたか、最終

○大出委員 そうすると、これは訓練施設に使う  
こと、いうふうなことはない、と明確にしておらしゅう  
ておりませんか。

ござりますか。外務省の方々も、それはそういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○角谷説明員　ただいまの御質問の趣旨は、アメリカ則に準拠してありますと、そのような計画は

ております。また的確に、A地区、B地区が私の考えておりますところが当たりますかどうかわからりませんが、その池子弾薬庫約三百万平米のまん中部分にありますところは、比較的高生詫の弾薬庫

ないという回答を得ております。○大出委員 そこだけ確認をしておきたいのであります。

ります。  
次に、もう幾らも時間がかかりませんが、池子の弾薬庫でござります。これは私、かつて入れては、必ずしもそういう高性能のものは貯蔵していない。しかしながら、そういった地元の御要望等を踏まえながら、私ども米側といいろいろ折衝して

いただきまして、つよさに中を調べてまいりました、もちろん弾薬が入っている、その中に入つたわけじやありませんが。ところで、弾薬が置い

なお、横浜市側の部分につきましては、せつかくの道路の路が走る部分につきましては、せつかくの道路の計画でもございますし、いろいろそういう部分を通過することについての技術的な検討は、横浜防衛施設局及び道路公団、地元等との間でお話し合は進めさせていただいておる、さよう承知しております。

○大出委員

最後に、横浜の海浜住宅の問題でござりますが、最近、審議会の答申が、これは大蔵省あてでございましょうが、出ておつたりいたしまますが、それらと関連をいたしまして、どういう進歩をしておりますか、ひとつ現状報告をしておいていただきたいと思います。

○平井(啓)政府委員

横浜海浜住宅の移設及びそれに伴う返還の問題につきましては、かねてから

十四年

七戸の住宅及び付帯施設を対象とした移設計画について、日米の合意を見ているわけでござります。

その後、アメリカ側とこの問題の技術的な詰めを行なったながら、あわせて二号地区、新山下住

宅、チャペルセンター等、その他の施設もあわせた全体の移設計画をどう考えるかということについて、さらに詰めを行なつて次第でございま

す。

なお、すでにきまつております四百二十七戸及

び付帯施設の移設先地としましては、現在の横須賀市にあります横須賀海軍施設の中にこれを移設するということで、一部あの中に入ります泊沿の埋め立て等につきましては、昭和四十四年以来埋め立て工事を行ないまして、来年度で工事費全体約十億で完了する予定でござります。

なお、本年度及び昭和四十九年度予算案にも、

一部建物等の移設所要工事費を計上させていただ

いておりますが基本的には、そういう全体計画

という方向でいませつかくまとめてあります。

び横浜市との間での海浜住宅地区が返還になりました場合の都市計画、そういった問題をせつか

く詰めさしていただいておりますが、まだ具体的に建物の工事そのものに入るという段階まで至っておりません。

○小宮山委員長代理

中路雅弘君

に詰めさしていただいているわけですが、まだ具体的に建物の工事そのものに入るという段階まで至っておりません。

○中路委員

きょう御質問したい問題で、いま資

料をいただいた問題がありますが、十分見ていま

せんから、本会議の時間もありますが、その部

分だけ次回に回させていただいて、若干御質問し

たいと思うのですが、防衛庁職員給与法の一部改

正ですが、私どもも昨年の党の大会で、これは新

しい政府のものですが、自衛隊の転職希望者に対

しては、政府が責任を持って平和産業や官公庁へ

く詰めさしていただいているわけですが、まだ具体的に建物の工事そのものに入るという段階まで至っておりません。

○大出委員

國有地が、いまの海浜住宅には三十

八万一千平方メートルあるんですが、これが非常

に分散しているわけですね。一ヵ所にまとまって

いる。ということになると、この國有地の間に

民有地、公有地が入り組んでいます。こういうかつ

てなかなか問題もある。国がやつていただけれ

ば、一番簡単ですが、これは、おやりにならぬと

おつしやる、できないとおつしやる。横浜市がか

ぶつてやらなければならぬことになる。そういう

ことになると、これは、たいへん骨の折れる仕事

になるわけでありまして、今回、國有財産中央審

議会が「周辺地区の状況をも勘案しつつ、同地区

全体を通じて、土地の区画整理を行い、國有地の

集約化を図り、都市再開発の用に充てる方向で処

理することが適当」である、こういう趣旨の結論

なんですね。したがつて、これは区画整理をやる

とすれば、当該の市がやるわけござりますか

なんですね。したがつて、これは区画整理をやる

とすれば、当該の市がやるわけござりますか

なんですね。したがつて、これは区画整理をやる

とすれば、当該の市がやるわけござりますか

なんですね。したがつて、これは区画整理をやる

とすれば、当該の市がやるわけござりますか

をお願いしたいと思います。

○小宮山委員長代理

中路雅弘君

にお詫びをいたしましても、たいへん関心のある問題でござります。そこで、この問題

は、やはり工事を進める大前提でございますの

で、この問題を、市とそれから関係所有者と政府

関係機関の大蔵省、われわれのほうで至急に詰め

ていきたいと思います。いろいろまだ地元の問題

等も複雑な問題がありますので、よろしく御協力

をお願いしたいと思います。

○中路委員

きょう御質問したい問題で、いま資

料をいたしましたが、十分見ていま

せんから、本会議の時間もありますが、その部

分だけ次回に回させていただいて、若干御質問し

たいと思うのですが、防衛庁職員給与法の一部改

正ですが、私どもも昨年の党の大会で、これは新

しい政府のものですが、自衛隊の転職希望者に対

しては、政府が責任を持って平和産業や官公庁へ

の転職を保証して、その場合の退職金は、全額支

給するということを明らかにしておるわけです

が、今度の場合は、やはり退職金の問題ですが、

法案をよく見てみますと、自衛隊の縮小の方向で

法の引きとめ策としてこの退職金の増額が出さ

れていたわけですから、方向が違います。したが

つて、同じ退職金でも、この法案について賛成す

るわけにはいかないと考えるわけですが、一、二

点最初に法案についてお聞きしておきたいと思いま

す。

今度の法案では任期制隊員の初任期、第一任期

は退職金はそのまま、二任期、三任期の隊員に

ついて、第二任期の隊員の場合は現行百日分を二

百日分、それから第三任期の場合に百日分を百五

十日分と増額になっているわけです。先ほど大出

議員の質問にも、率直に長官お答えになつていま

したけれども、今度のこの任期制隊員の退職金の

増額、これが先ほどの御答弁のように、率直に言

つて自衛隊の引きとめ策、防止策というものが中心

で考えられていると私は思うのですが、もう一度

最初にこの点 この出された法案の意図を率直に

お聞かせ願いたい。

○山中國務大臣

あなたの党、すなわち日本共産

党が示される現在の自衛隊の将来についての構想

で、この問題を、市とそれから関係所有者と政府

の問題としてこれが処分財源になるわけでありま

す。これは本人たちの意に反してやめさせられる形の退

職金だと思いますので、どうもその議論をここで

する気にはなりません。まあ、するならば、共産

党がみずから天下をおとりになつたときの本来の姿である憲法、そして天皇制その他を含む問題、

これは自衛隊と関係ないにしても、解放軍か人民

軍かの存在はどのようなものであるのか、そ

うような問題としてやはり議論をしなければならない価

値ある問題だと思います。しかし、その中間の措

置についての見解は、私としては表明する必要が

ない、そういうふうに思います。

そこで、前置きは――あなたも前置きされたの

ですから、私も前置きさせていただきますが、先

ほどの、これは引きとめ策ではないか、退職金と

いう名の引きとめ策、これはそのとおり受け取つ

てもらつてけつこうであります。要するに、しゃ

にむに自衛隊に勧説するといふようなことが、一

部行き過ぎだといふような指摘等もありますし、

あるいはまた自衛隊に勧説されて入隊した隊員の

質の問題、こういう問題等もなしとはいたしませ

ん。現に、アメリカ等においては、志願兵制度に

切りかえた際に、知能指数のランクを設けまし

べく、隊員の知能指数の限度を示したりしたよう

あります。要するに、わが自衛隊といえども、その悩み

には同じものがござります。

そういうこと等がございますが、今回の退職金

問題、これは自衛隊に入って、なおかつ継続して

自衛隊員として二任期目に進んでも、自衛隊の隊

員としてりっぱに貢献をする能力を持ちながら、

あります。要するに、わが自衛隊といえども、その悩み

には同じものがござります。

そういうこと等がございますが、今回の退職金

問題、これは自衛隊

自衛隊に残りたい意思を持ちながらやめていくと  
いう人たちが、この退職手当が二倍になつたとい  
うことによつて、それならば自分としては残らう

○高瀬(忠)政府委員 ただいまの問題、こまかい資料を見ましたけれども、大体、陸海空とも共通

これから防大の学生の募集、少年工科学校等の生徒の募集などにつきましては、高等学校や中学校等におきましても広報宣伝をしております。

○高額(忠)政府委員 ですか。

という気持ちになつていただく数字を期待したものである、その比率の向上を期待したものであるということは、偽りのない事実と申し上げておきます。

であるというふうに見てよろしいかと存じます。

○中路委員 これは、たびたび新聞にもあらわれるわけですけれども、たとえば私服の勧誘員の形で、街頭などでいわば人狩りみたいな形で、ボンヤリ引きがいで自衛隊の人入隊を勧誘する、そういうふうな云々について、(自衛隊)の立場からお話をうかがいたい。

○中路委員 これは四日間隊内にとじ込められて、そこに事実上いて、本人が十五日に、この豪橋さんというの、本人の要求で給料を取りにいかなければいけないということで、この施設に帰る。

か、隊員の引きとめ策だという率直なお話もあります  
まして、私もそのとおりの法案だと思うのです  
が、先ほど、これも簡単にパーセントでお話しに  
なりましたので、もう少しお聞きしておきたいの  
ですが、現在、自衛隊の新規入隊は約三万人くら  
いになると思うのです。それで先ほど、このうち  
初任期で退職するのは五〇%、さらに第一、第三  
任期で退職するのがその半分ですか、二五%くら  
いというお話をしたが、陸海空にとつてみて、こ  
れは大体共通の傾向なのか、この点もう少し詳し  
く御説明願いたいのと、それからもう一つは、今  
度の改正に伴う退職金の増加分、全体として四十  
九年度のこれに充てられる予算、この点も一言御  
説明願いたいと思います。

○高瀬（忠）政府委員 四十九年度におきまして、全体で三万七百二十四名の募集の計画を立てております。そのうち二士が二万八千百名、その他二士のほかに、外部から幹部候補生を採用するとか、あるいは看護婦を採用するというようなことで二千六百二十四名採用する。合計で三万七百一十四名というのが、四十九年度の計画でございます。

○中路委員 特に一般隊員の募集の方法ですが、広報活動その他あると思うのですが、いま自衛隊員の募集について、おもにどういう方法でこの募集計画を進めておられるのか。少し詳しく自衛隊員の入隊勧誘は、一般的にどういうやり方をとつておられるのか伺いたい。

○高瀬(忠)政府委員 ただいま申しましたように、広報宣伝の方法としてピラその他のいろいろな手段を用います。が、そのほかに地方連絡部等には、広報員というものがおりまして、広報員が街頭に出まして、そして街頭で宣伝活動などを行ないます。そういう場合に、応募者がそういう宣伝をしている人のところへ来て、入りたいがどうかというようなことがあります。それから、まあその辺に居合わせた者にどうだといふようなことで勧誘することがありますけれども、いまのよろくなポン引きというのはちょっとあれだと思いますが、そういうふうなことを言われないよう、私はどもは注意しながら、しつかりした隊員を入れるところに多分くに、つづいて、ミト。

○吉瀬忠一（政府官員）　自其官房長が「任期」といふと、二任期つとめ、三任期をつとめというこの傾向を知るためにには、少なくとも三任期目まで見ますと六年の間のことなればなりませんので、その間の追跡は、必ずしも十分にやつております。したがいまして、先ほど二任期目に残る者はどのくらいであるか、三任期目に残る者はどのくらいであるかということで、大体の傾向として申し上げましたわけでございますが、これにつきまして、実は私のところに陸海空別のこまかいデータというものがございませんので、遺憾ながら……。ですから、そういう傾向であるということを申し上げて、御了承を得たいと思います。

（高瀬）（是政府事務） 募集事務の実務は、自衛隊  
自身といたしましては、地方連絡部という組織が  
五十カ所ございます。さらに、その下部組織として  
県内に幾つかの出張所あるいは事務所等を置き  
まして、そういう組織的な募集をいたします。  
と同時に、募集事務は、都道府県または市町村へ  
の委任事務ということになっております。それで  
市町村、都道府県に、事務の内容はそれぞれ違う  
わけでござりますけれども、大体におきまして広  
報宣伝をする、それから窓口事務をするというよ  
うなことを委任しております。

何といいましても、広報宣伝が非常に大事でござ  
いますので、自衛隊におきましては、テレビを

いろいろな考えられるあらゆる方法を使いまして、広報宣伝、それから都道府県にもお願いしまして、各種の広報宣伝をしてもらっております。そ

○中路委員 一つ具体例でお尋ねしたいのです  
が、なるべく最近の事実がいいと思うので、これは三月十一日ですが、北海道の石狩管内にあります身障者の施設、社会福祉法人の北海道リハビリテーション、五年前からここで働いている高橋工君という二十四歳の青年職員ですが、これは新聞でも報道されてますが、三月十一日に、美唄の職業訓練学校へ適性検査に行つた帰りに、札幌のステーションデパートで、陸上自衛隊札幌地方連絡西地区隊の根本孝一といふ二曹につかまつて、新聞の報道によりますと、帰らなければならぬといやがる高橋君を、まあ、いいから、いい話があるからと、あらかじめ用意したジープに乗せて、札幌駐屯地内に、隊内に連れ込んで、四日間、入隊のいろいろ手続その他とめておいた。十三日には、家族とその施設から、捜索願いが警察に出さ

うが、そういうことがありました。それで、十二日に筆記試験など、所要の手続を全部済ませまして、簡単な身体検査も済ませまして、まあ、それでいいということになつて、大体よからうということであつたわけであります。ですから、その日にもう帰つてもよかつたわけであります。しかし、何か本人はもう少しいたい、帰らなくなります。でもいいのかという話をしたら、実は十五日が目給日で、彼のつとめているそこに行つて月給をもららうのだ、こういう話で、十五日の日にあれは会社に参つたわけです。

そこで、そのときに会社で、自衛隊のその広報員に対しまして、どうして四日も帰さなかつたのだというような話があつたようでございます。そ

うが、そういうことがありました。  
それで、十二日に筆記試験など、要所の手続を全部済ませまして、簡単な身体検査も済ませまして、まあ、それでいいということになつて、大体よからうということであつたわけであります。ですから、その日にもう帰つてもよかつたわけでもあります、何か本人はもう少しいたい、帰らなくともいいのかという話をしたら、実は十五日が目給日で、彼のつとめているそこに行つて月給をもらうのだ、こういう話で、十五日の日にあれは会社に参ったわけです。

そこで、そのときに会社で、自衛隊のその広報委員に対しまして、どうして四日も帰さなかつたのだというような話があつたようでござります。そ

あ、私のほうで無理に引きとめて、泊めたという  
ことではないというのが現地からの報告でござい  
ますけれども、実は部隊のほうも、捜索願いが出  
たことは知らなかつたようであります。がああい  
うふうにとめておくと、いのうは、どうもくあいが  
悪いのじやないかと私ども思つておりまして、こ  
のことにつきましては、地連のほうにも、常識を  
働かしてやりなさい、本人がそう言つたところ  
で、きちんとやらなくてはおかしいじやないかと  
いう話はいたしました。

○中路委員 この十五日の日に、本人が施設へ給  
料を取りに戻つた、そのときに、これは御存じの  
ように、十三日には捜索願いも出ていたわけです。  
が、この根本という一曹が一緒についてきたわけ  
ですね、そして、その施設の職員に質問され  
て、自分は、高瀬さんというのですか、これの親  
戚の者だということを言つたわけです。それで、  
その家族にも連絡しましたら、また長沼の町です  
か連絡したら、親戚にそういうのがないとい  
ふことで、さらに追及されて、やつと自衛隊だ、本  
人を一応勧誘したその本人なんだということを、  
そこでいわば追及をされて、身分を明らかにした  
というのが事実なわけですね。

本人が自衛隊に勧誘した、それでついて戻つて  
きたわけですが、その場合にその身分も名のらな  
い、その高瀬という青年の親戚の者だということ  
で身分も秘匿する、こういう形で実際に四日間隠  
れ内にとめられたわけですが、こういう正規の手続  
も知らない、また家族や職場にも連絡をしない、  
四日間も、いずれにしても隊内にとどめる、こ  
いう募集方法について、はつきりとこれは誤つた  
やり方だと私は思うのですが、いまでもしばし  
ば、こういう街頭で勧誘をして、無理に、相当強  
引な形で入隊を勧誘するという記事も出ているわ  
けですが、こういう方法について、長官は、いろ  
いろのいきさつ、本人との間の話もあるそうですが、  
が、大筋経過については間違いないわけですが、  
こういう募集方法、勧誘方法についてどのように  
お考えですか。

○山中國務大臣 募集に苦労しておることは、私もよくわかつておりますが、そのしかたには問題がある。ただ、いまの青年は、ずいぶんドライでして、いやならいやとその場で言いますから、それを引きずつて入隊させるなんということがあり得ないことは、もう当然のことなんです。この場合でも、本人が駅前のステーションデパートの地下で話をして、そして自衛隊まで本人の意思で一緒に行ったわけです。そこでおそくなつたから送つてあげると言つたら、いや泊まつてもいいなら泊まるというやうやりとりがあつて、そして、そのあくる日は、十時から筆記試験を受けたり——本人もしやにむに引つぱられていつたというものではないし、また、そういう試験も受けたり、また、そのあとも自分の意思で泊まつて、半日、試験が何にもないときには、自由行動をとつたり隊内でしております。

ですから、こちらのところは、よくわからないのですけれども、十五日は給料日だから、とにかく給料を取りに帰ります、こう言つて自分の職場に帰つたきり出てこない、そこで一緒に行つた地連の者が、いまおつしやつたように親戚だと言つたという、そちらの心理状態また私もよくわからぬないのでですが、本人が入つたきり出てこなかつた理由もよくわかりませんし、また中に呼び込まれて、そして組合の人たちに謝罪文を書かされた、その謝罪文も読んでみました。読んでみましたのが、それは、その募集行為がいけなかつたといふうに書けとは、組合も言つていらっしゃいません。そういう連絡をしないで隊内に泊めておいた行為について、謝罪をしておるようあります。その限りにおいて、私もいきさつに不審、遺憾な点もやあると思いますが、身分を秘匿するような必要は何らないのじやないかということを考えます。

その他にも、いろいろなケースが一ぱいあります。私は先ほど大出議員に答えたとおり、たゞ数を集めれば、何年かたつと表彰状を受けられるというような、今までの考え方の募集は取りや

めである、これからは質の問題として取り上げておきます。

そういうことでありますから、この過程において、個人の人権なり何なりにきわ立つて傷つけた点があるとも見られませんが、そういうような、だれかと聞かれて親戚だと答えたような、ちよつと解せない行為等がありましたから、この点は今後戒めるように、このケースのみならず、全国に対してきちんととした正規の募集をするようになります。

○中路委員　これは朝日新聞で出ていますが、この施設の管理部長の談話が出ています。浅間といふ人ですが、「自衛隊のやり方は非常識過ぎる。誘拐罪で募集係を警察につき出そうと思ったほどだ。ここへ来ても身分も名乗らず、つけ馬みたいなやり方をしている。きっとやましいところがあるのだろう。」というような談話を出ていますけれども、向こうの北部方面総監部の大西幕僚長に、地元の私たちの議員がこの問題で抗議をした際に、北海道の北部方面総監部のことしの募集人員が全道で一千三百人、札幌、旭川、帯広、函館の四地方連絡事務所から、大体このような私服の勧誘員を三百人から四百人派遣しているということを大西幕僚長が答弁をされています。

だから、相当全国的に大量にこういう勧誘もやられているんだらうし、その際に、いまの一例であげました事実のように、いわば家族、職場にも連絡をしない、どういう理由があつたにしても、四日間も連絡しないで隊内にとどめた、正規の手続もそういう意味ではとらないというような募集方法が行き過ぎであることは明らかですし、こういう募集業務のあり方を、いま長官も言われましたが、根本的に再検討する必要があるのでないといふている職員であるわけですね。いま身障者の施

設では非常に人手もない。施設で働くという職員も足りなくて、施設が困っているわけですから、そういう点で、これは本人の意思の問題でもありますけれども、客観的にいえば、施設の職員を、こういう街頭で引っぱって勧誘するというようなことについても、社会的に見れば、よく検討する必要があるのではないかというふうに私は思います。

いままでも、こういう街頭での行き過ぎた勧誘の問題について、しばしば問題にもされてきましたが、私は、この際に、やはりこういう募集業務のあり方の問題について、もう少し明確な指示も出していただきたい。こういう行き過ぎがないようにしていただきたい。このことをもう一度要請をして、長官からも、もう一度このことについて、一言明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○山中國務大臣 基本的な姿勢は、おつしやるとおりの姿勢をとらなければならぬと思います。また本人のやや意に反したようなものは、何かその場の雰囲気でもう入らなければかたがないように追い込まれていったというようなものは、先ほど統計の数字をお示しましたように、任期半ばでさっさと、無届けで帰隊しない、大出先生から、いわゆる脱さくということばを使っておるじゃないかという御話がありましたが、これは、さくという字を改めて、無届け離隊ということにしましたが、そういう現象に結局は結びつきます。だから、無理やりといふ感じは全くあつてならない、私もそう思いますから、この問題は、一つの教訓を与えた実例として、むだにしないようにしたいと思います。

と、人権擁護委員会に提訴されている、訴えられている自衛隊員の事故の問題も幾つか聞きましたし、あるいは電信電話局、そういうところの組合から訴えられた問題もあります。

自衛隊の隊員のこういった問題について、きよう少しまとめてお伺いしようと思つてはいたのですが、資料が先ほどきたものですから、時間もありませんので、この問題については、あらためて御質問したいと思いますけれども、終わりに一言だけ、これは地元の問題でもあるのですが、施設庁の皆さんにお聞きしておきたいのは、横須賀にあります衣笠弾薬庫、これは反還されましてから、一応一年限りということでお施設がいま使用されていると思いますが、すでに一年以上たっているわけです。この衣笠弾薬庫の使用の現状は、どういう状況にあるのですか。

○長坂政府委員 この弾薬庫は、四十七年三月、米軍から返還を受けまして、現在、大蔵省の横浜財務部の依頼によりまして、海上自衛隊が警備、管理をいたしております。それから昨年の十二月二十六日であったと思いますが、この弾薬庫の約三分の一に相当する部分の一時承認を大蔵省から受けておりまして、一応一時使用ということでいまやつておるわけございます。

○中路委員 それじゃこの弾薬庫は管理をしていましたしまして、現状といふことは、今までやつておるわけござります。

○長坂政府委員 実際問題といったしまして、現状といふことは、管理をいたしておるのとどまつております。

○中路委員 きようお見えになつておりますが、市のほうではいまこのあと地の計画を、墓地公園ですが進められているわけですが、大蔵省の国有財産の係のほうの話では市と防衛庁の間で、このあと地利用の問題について話をすると、いまと前提にして軍艦審議会にかけるというお話を聞いているわけです。

それで、期限も一応一年たつているわけなんですが、地元から返還の要請あるいはあと地の計画、いま墓地公園というのが進んでいます、この問題が

具休化されれば、また要請が防衛庁のほうにありますから、市との話し合いをして、方向としてます、これを返還するということで理解していいですか。

○長坂政府委員 これは、いきさつがございまして、四十六年十一月二十六日に、横浜の防衛施設局長から横須賀の市長あての文書の中で、この衣笠弾薬庫の取り扱いにつきましてうつてございまして、それには「当該施設については、すでに貴市の都市計画の決定があり、これとの関連において米軍から返還後、当面、当局が大蔵省から一時使用の承認を受けて、「云々となつておりますが、これは現在、大蔵省の普通財産でございますから、私どものほうから実はあまり直接的にお答えをするのは、適当ではない立場にあるわけでござりますけれども、この横須賀市の都市計画用地として払い下げを希望しているという事実は、私ども聞いておりましたので、そういう計画実施に支障を来たさないよう、私どもとしては、十分考慮をいたしまして、対処してまいりたい、十分に考慮の中に置いてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○中路委員 それでは防衛庁としては、これを、今後弾薬庫として継続して使用していく、そういう考えはないということで理解していいですか。

○長坂政府委員 先ほどの四十六年十一月二十六日の横浜防衛施設局長から横須賀市長あての文書の中にも、これは「一時使用の承認を受けて、海上自衛隊の用に供するもので、長期使用を意図するものではありません。」と書いてございます。私も、そのとおりその態度を受けておりますので、そのように御承知いただきたいと思います。

○中路委員 これで一応終わりますけれども、もう質問されました池子弾薬庫ですが、この池子弾薬庫を共同で使用するという意向はありますか。

○長坂政府委員 池子弾薬庫について、自衛隊側がそれを使用する意図を持つておるかどうかといふお問い合わせだらうと思いますが、現在のこと

ろ、実務担当者といたしましては、そういうところまで考えてはおりません。これまで考へてはおりません。

○小宮山委員長代理 次回は、来たる二十六日火曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十分散会

## 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
科学技術庁設置法(昭和三十二年法律第四十九号)の一部を加える。

第五条に次の二項を加える。  
2 原子力局に、安全部を置く。

第九条に次の二項を加える。

2 安全部においては、前項第四号、第六号、及び第十三号に掲げる事務並びに第十四号に掲げる事務のうち原子力利用に関する安全の確保に関する事務をつかさどる。

第十三条第四項中「二人」を「一人」に改め  
る。

附 則  
この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

理由  
原子力利用に関する安全の確保のための施策の一層の充実を図るため、原子力局に安全部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

環境庁設置法及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律(環境庁設置法の一部改正)

第一条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十

八号)の一部を次のように改正する。  
第五条の次に次の二項を加える。

2 環境保健部においては、第四条第二十六号に規定する事務、公害に係る健康被害の原因の科学的研究に関する事務(他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。)及びこれらの事務の実施に関連して必要な同条第三十

一号に規定する事務(公害に係る健康被害の原因の科学的研究に関する事務を除く。)並びに公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務をつかさどる。

(行政管理庁設置法の一部改正)  
第一条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
第七条の二第二項中「を分掌する」を「のはか、環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所管行政に関する相談に関する事務を分掌する」に改め、同条第九項中「長官」を「行政管理長官」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「前項」を「前項」と、「外」を「ほか」と、「長官」を「行政管理長官」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 前項の部のほか、関東管区行政監察局及び近畿管区行政監察局に、総務部を置く。

第三条の二第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項の事務のうち環境庁の所掌事務に係る事務については、環境庁長官が管区行政監察局の長を指揮監督する。

第三条の三第二項中「を分掌する」を「のはか、環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境

する」に改め、同条第五項中「長官」を「行政管理庁長官」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項の事務のうち環境庁の所掌事務に係る事務については、環境庁長官が沖縄行政監察事務所の長を指揮監督する。

#### 附則

この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定中公害健康被害補償不服審査会の庶務に関する事務に係る部分は、公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第二百十一号）の施行の日から施行する。

#### 理由

環境行政の一層の推進を図るため、環境庁企画調整局に環境保健部を設置するとともに、行政管理庁の地方支分部局に環境庁の所掌事務に関する調査等の事務を分掌させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律  
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律  
附則

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 防衛施設周辺の生活環境の整備（第三条）  
第三章 損失の補償（第十三条～第十八条）  
第四章 雜則（第十九条）  
附則

第一章 総則（目的）  
第二章 総則

この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備

において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十一条）第一項に規定する学校

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所

三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（住宅の防音工事の助成）

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設長官が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の区域現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しくと認めめて防衛施設長官が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の区域に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第一種区域以外の区域に移転し、又は除外するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除外により通常生ずべき損失を補償することができる。

（買入された土地の無償使用）

第七条 国は、第五条第二項の規定により買入された土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第一十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に

該土地を買入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第一種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

ついて必要な措置を探るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めることにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

#### (特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九条 内閣総理大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときには、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場  
二 対艦攻撃は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

#### 三 港湾

#### 四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めることにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調査交付金を交付することができる。

(資金の融通等)  
(国の普通財産の譲渡等)

第十一条 国は、第三条の工事を行う者又は第八条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

第十二条 国は、第三条の工事、第八条の措置又は第九条第二項の融通に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸

し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第十二条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たつては、防衛施設の周邊における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができ

る。

第十三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

防衛施設周辺の整備等に関する法律の廃止  
防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十年法律第二百三十五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

#### 附 則

施行期日

は、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸とみなす。

陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

#### 特例

第八条の規定の沖縄県の区域における適用について、当分の間、同条中「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

内閣総理大臣は、前項の書類を受理したとき

内閣総理大臣は、前項の申請書を受理したとき



